

全底連 50 年史

一般社団法人 全国底曳網漁業連合会

全国底曳網漁業連合会 50 年史の刊行にあたって

一般社団法人全国底曳網漁業連合会は、1971 年 6 月 19 日に任意団体であった全国底曳網連合会を引き継ぐ形で社団法人全国底曳網漁業連合会として設立され、2012 年 4 月 1 日に一般社団法人へ移行して今日に至りますが、2021 年に、法人化された本会が設立され 50 周年を迎えました。

全国底曳網漁業連合会が法人化して以来 50 年の歴史を省みますと、まさに激動の 50 年間であったとの感があります。

法人化した 1971 年の我が国の漁業生産量は 9 百万トンに突入し漁業が活気に溢れた時代でしたが、その後の石油ショック、200 カイリ体制の定着に伴う北洋漁業からの撤退、韓国漁船の我が国周辺海域での無秩序操業、輸入水産物の増大、バブル崩壊に伴う平成不況等世界情勢や外国との漁場競合、我が国の社会経済の変化により大きな影響を受け多くの僚船が撤退していきました。

しかし、この厳しい時代を乗り越えてきた沖合底びき網漁船、以西底びき網漁船は地域の経済や雇用を支える重要な漁業として今日も日本各地で多種多様な水産物を安定的に供給するとともに地元へ元気を届けています。

資源管理、代船建造、乗組員確保という漁船漁業を巡る課題は勿論のこと、この先も予期せぬ問題も発生するかとは考えますが、沖合底びき網漁業、以西底び

き網漁業はそれらの課題に対応しつつ、今後とも効率的・計画的操業が可能な我が国漁業の中核を担う漁業として力強く成長することを信じています。

全底連 50 年史の刊行を契機に、より持続可能な底びき網漁業の構築に邁進する所存でありますので、関係各位の旧来に倍するご支援、ご指導を賜りますようお願いする次第であります。

2022 年 6 月

一般社団法人 全国底曳網漁業連合会

会長理事 富岡 啓二

全国底曳網漁業連合会 50 年史の刊行によせて

全国底曳網漁業連合会の設立から、50 周年をお迎えになり、心よりお祝い申し上げます。

底びき網漁業は、大正時代に開始された歴史ある漁業であり、当該漁船勢力やその許可制度等について、さまざまな変遷を経て現在に至ります。

全国底曳網漁業連合会は、昭和 46 年（1971 年）に設立され、全国の底びき網業界の振興・発展に寄与し、我が国国民への水産物の供給に貢献をしてきました。改めて貴会の役職員及び会員の皆様のご尽力に対し、深く敬意を表する次第です。

底びき網漁業をはじめとする我が国漁業は、水産資源の変動のみならず、海洋を巡る世界情勢や外国との漁場競合等によって、大きな影響を受けてきました。

しかし、厳しい時代を乗り越えて、今日でも全国津々浦々に、約 300 隻の沖合・以西底びき網漁船が操業しており、関連産業を含めて、地域の雇用や経済を支える重要な漁業です。

昨今、海洋環境の変化に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による水産物の需要停滞や価格低下、ウクライナ情勢による燃油高騰など、我が国水産業を取り巻く環境は厳しい状況にありますが、新たな時代を切り開いていくためには、

水産資源の適切な管理、輸出の促進による新たなマーケットの開拓等を通じた水産業の成長産業化を推進し、将来を担う若者にとって漁業を魅力ある産業としていくことが求められております。

令和4年（2022年）3月には水産基本計画を改定し、今後10年後の未来を見据えながら、水産資源管理の着実な実施、漁船漁業の構造改革等を進めていくこととしております。

引き続き、貴会及び底びき網漁業に携わる皆様が、各種取組の先駆者としてご活躍されるとともに、我が国水産業の発展に御尽力いただけることを期待しております。

2022年6月

水産庁長官

神谷 崇

目次

第 1 章	全国底曳網漁業連合会設立の経緯	1
1	機船底曳網漁業の誕生から第 2 次世界大戦終戦まで	1
2	第 2 次世界大戦終戦から全国団体設立前まで	2
3	全国底曳網漁業協議会の発足から社団法人そして 一般社団法人全国底曳網漁業連合会へ	6
第 2 章	全国底曳網漁業連合会の活動	10
1	沖合底びき網漁業の沿革と活動	10
	日本海ズワイガニ特別委員会の設置	10
	表彰事業の開始	11
	海洋水産資源開発センターによる事業	11
	沖底東北 6 県協議会の設置とメロード問題の顛末	12
	2 度にわたる国際減船	13
	韓国漁船による悪影響と未解決となっている問題	14
	侵略される東シナ海漁場（以西底びき網漁業）	17
	苦難の時代	19
	資源管理型漁業の時代	20

総漁獲可能量（TAC）制度の導入	21
資源回復計画の取組	22
資源管理・漁業経営対策への取組	23
秋田県沖合底曳網漁業協議会の加入と日本海北部4県協議会の設置	24
代船建造の取組	25
乗組員確保の取組	27
東日本大震災からの復興への取組	29
2 北転船（1961年～2015年）の沿革と活動	30
第3章 持続可能な底びき網漁業の展開に向けて	33
資料 歴代役員名簿	37
会員名簿	47
沖合底びき網漁業道府県別許認可隻数の推移	51
もうかる漁業・がんばる漁業の取組状況	55
年表	59
参考文献、引用文献等	78
編集後記	79

一般社団法人全国底曳網漁業連合会のあゆみ

第 1 章 全国底曳網漁業連合会設立の経緯

機船底曳網漁業を巡る情勢と全国底曳網漁業連合会の設立

1 機船底曳網漁業の誕生から第 2 次世界大戦終戦まで

・・・効率的漁法である機船底曳網漁法は瞬く間に全国に広がり、その急増は沿岸にとって脅威となったため政府は「機船底曳網漁業取締規則」を制定し知事の許可漁業とする等したが、許可隻数は増加を続け機船底曳に対する各種紛争は後を絶たず、許可の権限を大臣に移管し「機船底曳網整理規則」等を制定し減船に着手、また戦時の漁船の徴用沈没等もあり隻数は減少し終戦に・・・

1913（大正 2）年の島根県片江村の渋谷兼八による手繰り網漁船への発動機の導入により「機船底曳網漁業」は誕生し、1917（大正 6）年の島根県岩本千代馬による手繰り発動機船への動力巻揚機の導入等を契機として、機船底曳は瞬く間に全国へ広がった（1915 年 11 隻→1918 年 298 隻→1921 年 877 隻）。

機船底曳の急増は各地の沿岸にとって脅威となったため、政府は 1921（大正 10）年に「機船底曳網漁業取締規則」を制定し機船底曳網漁業を知事の許可漁業とするとともに、「機船底曳網漁業禁止区域」を告示する等して規制した。

その後も許可隻数は増加を続け 1930（昭和 5）年には 2,700 隻に達し機船底

曳に対する各種紛争は後を絶たず、国会に対する請願や農林大臣に対する建議も年と共に増加したため、1933（昭和 8）年に政府は取締規則を改正し、許可の権限を大臣に移管し極力許可を抑制するとともに操業禁止期間を制定した。

しかし、機船底曳網漁業に対する沿岸漁民の反発は強く、1937（昭和 12）年に政府は「機船底曳網整理規則」及び「機船底曳網漁業整理転換奨励規則」を制定して減船に着手し、1941（昭和 16）年には許可隻数は 1,400 隻程度に抑制された。

第 2 次世界大戦が苛烈になるとともに整理は中断されたが、漁船の徴用沈没等により隻数が減少したまま終戦を迎えた。

2 第 2 次世界大戦終戦から全国団体設立前まで

・・・政府による減船整理、戦時中の徴用沈没により隻数が減少した機船底曳網漁業は、一時許可権限が知事に移されたこともあり終戦後は食糧増産の要請に応え許可隻数が激増し、沿岸漁業との間の調整問題や機船底曳同士の間紛争を引き起こし政治問題化。政府は漁業法を改正し機船底曳網漁業を「中型」と「小型」に制度として分離し、「小型」は減船整理、「中型」は他漁業への転換を軸に整理が進められ、その一環として北転船が登場。底曳網漁業を巡る情勢が大きく変化・・・

終戦の1年前に行政事務の簡捷のため許可権限が知事に移されたこともあり、終戦後は食糧増産の要請に応じて許可隻数が再び増加し、終戦後僅か2～3年の短期間に戦前の最高勢力を超える勢いとなった。

これに対処するため許可権限を再び大臣に移し許可隻数の抑制を図った(1947年)が知事許可時代の認可に基づく増加に歯止めをかけることができず、1951(昭和26)年には39,480隻(中型機船底曳2,836隻、小型機船底曳36,644隻)にまで増加した。

このような機船底曳勢力の急激な増加は、過剰な操業力となって漁場の荒廃を招き、禁止区域を恒常的に侵犯する等の違反事件を続発させたため、沿岸漁業との間に深刻な調整問題を引き起こし政治問題化した(→GHQの5ポイント計画→政府による実態に即した減船対策の再検討。)

また、豊かな他県の漁場へ隣接県等の機船底曳が合法・非合法に進出したことによって機船底曳同士の紛争が進出先の沿岸漁業者も巻き込みながら次第に深刻化した(→漁業調整問題の激発：※1 北海道太平洋海区への東北地方底曳漁船の入会問題(1949年～1956年)、※2 越佐海峡問題(1951年～1952年)、※3 山陰地方における入会操業の4県協定(1948年～1950年)、※4 中間漁区問題(1952年～1953年)、※5 福島・茨城・千葉3県の入会調整(1949年～1950年)、※6 太平洋南区の禁止期間の特例措置(1948年～1954年)、※7 北海道に

おけるニシン採捕禁止問題（1950 年～1956 年）等）。

政府は、1952（昭和 27）年に漁業法を改正し、機船底曳を中型機船底曳（15 トン以上）と小型機船底曳（15 トン未満）に分離、「機船底曳網漁業取締規則」を「中型機船底曳網漁業取締規則」に改正するとともに「小型機船底曳網漁業取締規則」を新たに制定し、小型機船底曳網漁業は法定知事許可漁業へ移行した。

沿岸漁業等との摩擦が著しいのは比較的小型の底曳船であったことから政府は、1951 年は取り敢えず補正予算で、1952 年以降は同年 4 月成立の「小型機船底曳網漁業整理特別措置法」により減船に着手し、1955（昭和 30）年までに 4,796 隻の減船整理を実施、その後制度に基づく運用によって小型機船底曳網漁業の秩序は次第に正常化した（許可隻数：1951 年 36,644 隻→1963 年 23,311 隻。）。

中型機船底曳網漁業の減船対策は、1953（昭和 28）年から他種漁業への転換を柱に「中型機船底曳網漁業整理転換要綱」等予算措置により着手され、その後 1954（昭和 29）年の北洋母船式さけ・ます漁業再開に伴う中型機船底曳の廃業を条件とした独航船の許可、同年 4 月に制定された「漁業転換促進要綱（所謂、沿岸から沖合へ、沖合から遠洋へ）」による他種漁業への転換、他種漁業との兼業又は沖合新漁場等への進出に伴う船型の大型化によるトン数補充用として整理された（許可隻数：1953 年 2,295 隻→1957 年 1,385 隻）。

併せて、水産庁は 1956（昭和 30）年度から全国 7 海区に水産庁長官の諮問機

関として中型機船底曳網漁業調整協議会を設け、複雑な操業区域と禁止期間の調整、新漁場の利用促進対策等について検討し操業区域の単純化等が図られる等一定の成果は得られたが、操業区域、禁止期間等を巡っては多くの課題が残った。

一方、北洋海域の豊かな底魚資源に着目し 1957（昭和 32）年から国及び関係県の試験船並びに北海道、青森県、宮城県の中型底曳網漁船が試験操業を実施し企業採算性の一応の目途が得られたことから、政府は 1960（昭和 35）年に「北洋海域への中型機船底曳網漁業転換要綱」を制定し、北海道の沿岸漁業と関係している同県及び漁業調整上特に必要があると認められる都府県の中型底曳網漁業を北洋海域へ転換させる措置を講じた（→北転船の誕生：許可隻数 1961 年専業船 43 隻、兼業船 11 隻、1962 年専業船 66 隻、兼業船 17 隻、1963 年専業船 70 隻、兼業船 23 隻。1963 年に北転専業船は大臣許可の遠洋底曳網漁業に指定され、操業区域も西経 175 度以西まで拡大。）。

また、日韓親善促進との立場から、韓国との間で漁業問題について政府間の話し合いが開始され漁業専管水域を巡り話し合いは難航したが、1965（昭和 40）年、日韓漁業協定が調印された。

1962（昭和 37）年、改正漁業法が成立し、指定漁業制度が創設され大臣許可漁業は原則として政令で指定漁業として指定されることとなり、旧法で指定遠

洋漁業であった大型捕鯨、以西トロール漁業、以西底曳網漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業に加え沖合底曳網漁業等 16 種類が指定され、1963 年から改正漁業法に基づく指定漁業の許可となった。

3 全国底曳網漁業協議会の発足から社団法人そして一般社団法人 全国底曳網漁業連合会へ

・・・中型機船底曳網漁業を巡る内外情勢が大きく変化する中、底曳網漁業業界の統一に向けた機運が高まり 1963 (昭和 38) 年水産庁の斡旋により日本機船底曳協会、北海道機船漁業協同組合連合会、青森県機船漁業協同組合連合会を構成員とする全国底曳網漁業協議会が立ち上がり、内部検討を経て 1966 (昭和 41) 年に全国底曳網漁業連合会を設立、1971 (昭和 46) 年には海洋水産資源開発センターの設立を契機として会の組織強化と対外信用の見地から社団法人全国底曳網漁業連合会として公益法人化、その後公益法人制度改革に沿って 2012 (平成 24) 年 4 月 1 日から一般社団法人へ移行し、今日に至る・・・

国内における底曳網業界の組織化は、以西海域の長崎、山口、福岡及び徳島の機船底曳網水産組合 4 団体が 1940 (昭和 15) 年に下関に日本遠洋底曳網水産組合連合会を設立、1944 (昭和 19) に西日本機船底曳網漁業水産組合に改称し事務所を東京に移転、戦後は汽船トロールを組合員に加え日本遠洋底曳漁業水産

組合に改称し、1948（昭和 23）年に汽船トロール 58 隻、以西底びき 783 隻を
会員とする日本遠洋底曳網漁業協会となった。

一方、東経 130 度以東の機船底曳については、1948 年に関東北機船底曳網漁
業者連合会、東北陸機船底曳網漁業連合会、第 4 海区機船底曳網漁業組合連合
会、日本海西部機船底曳網漁業組合連合会、静岡県機船底曳網組合、愛知県機船
底曳網組合、三重県機船底曳網組合、北海道機船底曳網特別漁業界の 8 団体で
以東底曳網漁業者連合会を設立、1949 年には関東北及び日本海西部連合会の解
散により所属関係県の単独加入となり、1950（昭和 25）年に日本機船底曳漁業
協会に改称したが、1957（昭和 32）年の北海道庁の「北海道中型機船底びき網
漁業総合対策」の策定に端を発した政治問題の中で入会問題を巡って北海道と
青森県の底びき業界が対立し、北海道機船漁業協同組合連合会（1950 年設立）
と青森県機船底曳網漁業連合会（1957 年設立）が日本機船底曳漁業協会を脱退
した。

底曳網漁業を巡って国内外の課題が山積する中、底曳業界の全国統一組織の
結成に向け 1963（昭和 38）年、水産庁の斡旋により日本機船底曳網漁業協会、
北海道機船漁業協同組合連合会、青森県機船底曳網漁業連合会の 3 団体が内外
の共通問題について協調して統一行動をとるために全国底曳網漁業協議会を結
成、その後それぞれ内部で協議を重ね、1966（昭和 41）年 4 月、全国底曳網漁

業連合会が設立された。初代会長に細野嘉助氏（日本機船底曳漁業協会）、副会長に瀬戸常蔵氏（北海道機船漁業協同組合連合会）、吉田利八郎氏（青森機船底網漁業連合会）、河上屋千代槌氏（日本機船底曳漁業協会）、鈴木軍治氏（日本機船底曳漁業協会）が選任された。

機船底曳網漁業は、そもそも前浜的漁業から知事許可漁業として発達してきたこともあり、中型機船底曳網漁業という大臣許可漁業であるものの漁獲対象種、操業実態が地域ごとに異なり地域的色彩が強いとともに操業を巡っては相反する立場にあることも多々あり、このため従前の底曳業界の団体組織は、県、ブロックの利益擁護的な傾向で組織、運営されてきた経緯を踏まえ、全国底曳網漁業連合会は漁業調整問題を事業の柱にはせず制度上や経営上の共通課題を中心に業界の意思や要求の統一を図るよう事業を、運営することになった。

具体的には、漁業制度対策、経営対策、労務対策、北洋底曳漁業対策、日韓対策等であり、更には日韓漁業特別委員会、北洋底曳特別委員会、ずわいがに対策特別委員会、底曳網漁具対策特別委員会といった関係道府県会員から選出された委員にて構成する特別委員会を設置して関係諸問題に対応することになった。

こうした活動を進めていく中で、全国底曳網漁業連合会は会の組織強化と対外信用の見地から法人格を持つことが望まれていたが、**1971（昭和47）年**に海洋水産資源開発センターが設立され、これへの参画には出資の関係から法人団

体であることが前提であったことから法人化の機運が一気に高まり、同年 5 月 8 日に社団法人設立総会を開催、農林水産大臣の設立許可を受け同年 6 月 29 日に登記を行いここに**社団法人全国底曳網漁業連合会**（以下、法人化以前も含め「**全底連**」と略す。）が設立された。

その後 2001（平成 13）年、以西底びき網漁業の業界団体である日本遠洋底曳網漁業協会が解散したことから長崎県の以西底びき網漁業者で構成される長崎県以西底曳網漁業協会が全底連に加入、全底連の中に以西底曳網漁業部会が設置され、以西底びき網漁業も含めた組織となった。

2000（平成 12）年から 2008（平成 20）年にかけて国内では公益法人制度改革が進められ、全底連も他の水産関係公益法人と同様に移行の諸手続きを行い、内閣総理大臣の認可を受け 2012（平成 24）年 4 月 1 日に登記を行い一般社団法人全国底曳網漁業連合会へと移行し今日に至っている。

第2章 全国底曳網漁業連合会の活動

1963（昭和38）年に施行された改正漁業法により中型機船底曳網漁業は、沖合底びき網漁業と北転船（遠洋底びき網漁業）に分離され、東経153度以東の中型機船底曳の海域は遠洋底びき網漁業（北転船）の操業区域に編入され、沖合底びき網漁業は北緯25度以北におけるほぼ東経128度30分以東、東経153度以西の日本の周辺海域だけになった。

このため、全底連の活動も「沖合底びき網漁業」（2001年以降は「以西底びき網漁業」を含む。）と「北転船」に関する活動に関する活動に大分し展開された。

1 沖合底びき網漁業の沿革と活動

・・・日本海ズワイガニ特別委員会の設置・・・

日本海西部のズワイガニ採捕については1964年の改正がなされるまでの間、ずわいがに採捕取締規則において雌は2月16日から11月15日まで、雄は4月1日から10月31日までの間採捕禁止とされていたが、雌雄の禁止期間の統一を巡って関係府県の意見が分かれていたことから日本機船底曳漁業協会の中に「ずわいがに採捕に関する協議会」を設け関係者の意見統一を図り1964年に雌ガニの数量規制を条件とする「ズワイガニ採捕に関する協定」を締結、1966年の全底連の設立と併せ協議会は「ずわいがに対策特別委員会（後の「日本海ズワ

イガニ特別委員会」)と改称され、この委員会は全底連会長を委員長に「前年度の漁獲成績の集計結果及び研究機関の調査研究結果に基づき自主協定について検討し、その更新を行う。」ことを主務として今日においても日本海 A 海区のズワイガニ資源管理の中心的な役割を果たしている。

・・・表彰事業の開始・・・

社団法人となった 1971 (昭和 46) 年から全底連の中核事業として沖合底びき網漁船及び北転船の乗組員 (2001 年以降は以西底びき網漁船乗組員も含む。) を対象として永年勤続幹部乗組員表彰事業を開始、1989 年からは会員団体職員も対象者に加え、2021 年までの 50 年間に合計 2,833 名の乗組員、114 人の関係職員の表彰を行っている。

・・・海洋水産資源開発センターによる事業・・・・・・・・

さらに同年設立された海洋水産資源開発センターによる「沖合底びき網漁場企業化調査」が開始され、この調査は太平洋南区、太平洋北区、中南部千島列島沖合海域、武蔵堆沖合海域、大和堆及び北大和堆周辺海域、オホーツク海海域、能登半島沖合海域、えりも岬南西沖合海域、日本海南西部海域と調査海域を変更しつつ 1971 年度から 1982 (昭和 58) 年度まで、また 1983 年度から 1988 年度の間は「沖合底びき網新漁場開発調査」を日本海南西部海域、日本海中部海域を調査海域として、さらに 2000 (平成 12) 年からは 2005 年度にかけては日本海

西部海域の2そうびきや北海道日本海海域のかけまわしを調査対象にした「新漁業生産システム構築実証化事業」や三陸沖のきちじ等を対象とした「資源管理型沖合漁業推進総合調査」が実施された。2006（平成18）年以降は「海洋水産資源開発事業」としてかけまわしを対象とした混獲回避網や省人・省力化揚網システム開発等の調査事業が実施され、さらには2022（令和4）年度からは洋上作業効率化のためのICTシステム開発調査も開始されている。

・・・沖底東北6県協議会の設置とメロード問題の顛末・・・

1971年、宮城沖の板びき操業に関する協定が岩手、宮城、福島の3県によって自主的に締結され、同年4月1日から板びきの試験操業が開始されたことを契機に青森県を含む4県によって、漁業秩序と資源の維持、漁法の近代化を目標に「沖底東北4県協議会」が設置された（1987年に茨城、千葉が加わり「沖底東北6県協議会」に発展。）。

一方、太平洋北区では、1984（昭和59）年の海況が冬春の異常冷水、夏秋の表面水温の異常高温など極めて特異な海況で推移し、宮城ではメロード（イカナゴ）が浮かず抄い網では不漁、底びきで大漁となり小型漁船漁業者と底びき網漁業者の対立が激化、この問題が福島県沖や茨城県沖にも波及し大きな漁業調整問題となった。この調整問題は1990（平成2）年1月30日、水産庁と宮城県の立ち合いの下、宮城県の沖合底びき網漁業者と小型漁船漁業者との間で「宮城県

沖合海域におけるいかなる漁業等の操業調整に関する覚書」が交わされ宮城県沖の沖底によるメロウド操業が全面禁止となったが、同時に確認書に基づき試験操業で行っていた宮城県の板びき操業が自主規制ラインを設定し本許可へ移行された。

・・・2度にわたる国際減船・・・

1976（昭和 51）年 4 月に米国フォード大統領は漁業保存管理法（通称マグナソン法）に署名、77 年 3 月 1 日から同法の効力発生となり、またソ連も 76 年 12 月に 200 カイリ漁業水域の設定に関する最高会議幹部会令を発布し 77 年 3 月 1 日から実施された。更にカナダ、EC 諸国も相次いで 77 年 1 月 1 日から 200 カイリ漁業水域を設定する等、200 カイリ時代が到来した。

1977（昭和 52）年、日ソ漁業交渉の結果、ソ連 200 カイリ内の漁獲割当量が大幅に削減されたことに伴い北洋漁業の大幅な減船が避けられないことが明らかとなり、政府は減船等を内容とする北洋漁業救済対策を定め、これに基づき北海道を中心に翌 78 年に沖底船 50 隻が減船された（第 1 次国際減船）。

その後、1986（昭和 61）年の操業条件を決める日ソ漁業交渉においてソ連は多額の協力費を要求するとともに次々と難題を持ち出し妥結したのは翌 86 年 4 月 26 日であり、この間関係する沖合底びき網漁船は港にくぎ付けされ、また日本漁船の漁獲割当量は前年の 4 分の 1 と激減されたことから、北海道 73 隻、青

森 13 隻、宮城 6 隻の合計 92 隻の大幅減船を余儀なくされた(第 2 次国際減船)。

・・・**韓国漁船による悪影響と未解決となっている問題**・・・

韓国との間では、1965（昭和 40）年の「日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定」の発効以降、この協定を基礎として両国周辺海域における漁業操業が維持されてきたが、1975 年から韓国の 1,000 トンから 2,000 トン級の大型遠洋トロール漁船が北海道太平洋岸で操業するようになり、1977（昭和 52）年以降はソ連の北洋海域の規制に伴い北海道周辺海域での操業を周年化するようになった。

同年 7 月 1 日から施行された領海法及び漁業水域に関する暫定措置法(200 カイリ漁業水域法)では韓国、中国に対しての適用が除外されていたので韓国大型トロール船は沿岸に接近して無謀操業を繰り返し漁具被害が多発するとともに北海道の沖底船との漁場競合が問題化した。

この問題の解決を図るための政府間交渉は 1980（昭和 55）年 1 月から 10 月までの間に延 9 回開催され、北海道沖における韓国漁船の操業規制と済州島周辺水域における日本漁船の操業規制（この規制により以西底びき網漁船 60 隻を減船。）の相互規制を両国の自主規制とし、これを担保する措置を講じた旨の駐韓国日本大使と韓国外務部長官で書簡を交換するという形式で決着した。

この自主規制については 1983 年第 2 次自主規制、1988 年第 3 次自主規制、

1992 年第 4 次自主規制、1995 年第 5 次自主規制として拡大強化して継続されてきたが、1999（平成 11）年に発効した新日韓漁業協定により韓国トロール船は同年 11 月 30 日で全船が北海道海域から撤退した。

一方、日本海西部海域においては 1978 年頃から韓国中型底びき網との漁場競合が激化、1987 年には韓国あなごかご漁船が太平洋北区に進出、その後もばいかご、あなごかご、底刺し網等が進出し、韓国漁船との漁場競合や底魚資源の低迷等により新潟を含む北陸山陰の沖合底びき網漁業の経営が悪化していった。

新日韓漁業協定では、沖底業界が強く主張してきた韓国底刺し網、カゴの全面禁止についてはその要求が達成され我が国経済水域内での沖底と韓国漁船の漁場競合はなくなった。

しかし、旗国主義となっている広大な暫定水域、特に日本海暫定水域内の一部海域において韓国の底刺網・かご漁業が漁場を独占し日本の底曳網漁船が殆ど操業を行えない状況にあったことから、日韓民間漁業者団体間協議（以下、「団体間協議」と略す。）において両者間の当事者間協議を開催して漁期や漁場の調整を通じて両者が共に操業できる枠組みを早急に確立するよう日本側から要請を行い、2000 年の団体間協議において隠岐北方水域の極一部の水域での漁場の交代利用が合意された。

2002 年の団体間協議以降、日本側は隠岐北方の漁場分割の拡大と浜田沖新規

漁場分割を要請したが埒が明かず、また 2006 年から日本側は北部暫定水域での漁場清掃を開始し、これに伴い韓国側も 2007 年から隠岐北方、2008 年から浜田沖水域での漁場清掃を開始、2010 年の団体間協議において「日韓暫定水域における海底清掃の実施要領」が署名されたものの韓国側の合意事項に対する不履行が続いた。

2012 年、日本側は北部暫定水域の漁場交代利用等について長年にわたり民間間で議論してきたものの公平な漁場利用を確立するには民間間では限界があるとの結論に至り、2013 年 6 月に開催された「第 14 回日韓漁業共同委員会（日韓政府間協議）」において日本海暫定水域の漁場交代利用について政府間で協議することとなった。

2015 年 1 月に開催された「第 16 回日韓共同委員会」で双方の政府と民間による協議会の設置が合意され、2015 年 8 月に日韓双方の民間漁業者及び政府担当者が出席する「日本海暫定水域における両国漁船の円滑な操業（漁場の交代利用）のための官民協議会（以下、「官民協議会」と略す。）」が開催され、以降 2018 年まで 9 回の官民協議会を重ね漁場の交代利用について議論してきたが、日本海側の漁場拡大提案について韓国側からは譲歩案が出されず膠着状態のまま現在に至っている。

また、新日韓漁業協定による広大な暫定水域の設定に伴って生ずる漁業への

影響に対処するため 1998 年度に振興基金が創設され（振興基金はその後、新日中漁業協定対策も含め一本化され、日韓対策事業及び韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業として（一財）日韓・日中協定対策漁業振興財団により実施されている。）、全底連は海底清掃事業、外国漁船操業等調査・監視事業を継続実施している。

・・・侵略される東シナ海漁場・・・

一方、東経 128 度 30 分以西の海域を操業舞台とする以西底びき網漁業は 1949（昭和 24）年に新漁業法が制定された当時からピーク時には 986 隻の漁船を有する指定遠洋漁業として沖合底びき網漁業とは異なる歴史を歩んできた。

1970 年代、東海・黄海における日中韓 3 か国の漁業関係は日韓漁業協定により共同規制水域が設定され底びきの主体が日本船から韓国船に代わり、日中政府間協議により馬力規制線が設定され我が国大型船の操業に影響が生じ、日本及び北朝鮮の 200 カイリ水域の設定により以西底びき網漁業はこの方面の海域から締め出され、また 2 度にわたるオイルショックと労働力不足、労務賃金の高騰が以西底びき網漁業の操業と経営に大きな影響を及ぼし、許可隻数は 641 隻から 502 隻と大幅に縮小した。

1980 年代、資源の減少、日中漁業協定における休漁区の増設や区域の拡大、日韓漁業協定の破棄とそれに伴う済州島周辺への入漁規制、韓国・中国漁業の躍

進による圧迫、200 カイリ規制による北洋兼業操業機会の喪失、労働力不足の深刻化、更には 1985 年からの中国鮮魚の以西底びき基地への輸入による魚価の引き下げ等により以西底びき網漁業の許可隻数は 502 隻から 243 隻へと急激に縮小した。

1990 年代には、中国漁船の躍進により資源が著しく減少し利用漁場も縮小する中、以西漁獲物は水揚げの減少に加え中国からの鮮魚輸入により価格形成力を喪失、数次の減船を行い許可隻数は 243 隻から 44 隻（2000 年）へと激減した。

1999 年に新日韓漁業協定が発効し、東シナ海には日韓南部暫定措置水域が設定され、翌 2000 年に新日中漁業協定が発効、広域な日中暫定措置水域とその北部に日中中間水域が設定され、併せて両国排他的経済水域内での相互入漁が認められた。結果、中国、韓国漁船の影響を受けることなく操業出来る範囲が狭隘な水域となり、乗組員不足も相まって、2001 年には 44 隻から 18 隻へと更に縮小した。

以西底びき網漁業はその後も許可隻数が減少し現在は 2 社 8 隻となったが、資源管理計画や自主的な資源管理措置による資源回復の促進、運搬船への洋上転載方式を廃止した新たな操業方法への転換、大規模な船体の再生工事、鮮度保持・付加価値向上対策等を行い経営の維持安定を図りつつ、国際漁場である東シナ海における我が国の漁業権益の確保や国境における監視機能の維持に努めて

おり、近年の船価高騰、乗組員不足、高齢化といった課題を抱える中で、この漁業の持続可能な展開を図ることは国家的に重要な課題となっている。

・・・苦難の時代・・・

1980 年代後半から 2000 年にかけて我が国の漁業、とりわけ沖合底びき業界は苦難の時代を迎えた。

1977（昭和 52）年頃からドル高によって米国は輸出が低迷、輸入が増大して産業界は深刻な不況となり、貿易黒字を続ける日本に対して金融自由化や市場開放を迫り規制緩和を巡って日米貿易摩擦問題に発展、1985（昭和 60）年 9 月、先進 5 か国の蔵相、中央銀行総裁がニューヨークのプラザホテルでドル高是正のための協調介入に合意した（円高進行の端緒となった「プラザ合意」。）。

日米関係の悪化を懸念した日本は内需拡大と市場開放政策に転じ、以降円高は進み 1 ドル 120 円台に急騰、円高によって日本の輸入水産物は 1983 年には 131 万 6000 トンだったものが 1991（平成 3）年には 285 万トンに急増し国内水産物の魚価が低迷した。

一方で円高への対応として金融規制が緩和されたことにより不動産担保融資が拡大し土地転がしもあって地価が急騰、政府は 1990 年に土地融資の抑制のため総量規制に乗り出すとともに、相次ぐ公定歩合の引き上げ、金利の引き上げを行ったため結果として一挙に地価、株価が暴落（バブル崩壊）し、我が国経済は

不況が深刻化、長期化し国民消費が減退、水産物の需要も低下した。

加えて韓国船の沖合底びき漁場での無法行為は悪質化、広域化するとともに沿岸漁業の沖合進出による調整問題の惹起等により沖合底びき操業への圧迫は増加し、更に乗組員不足が西日本を主体に急速に表面化する等して沖合底びき網漁業は係船、採算割れ、廃業が相次ぎ許可隻数が大幅に減少、また代船建造意欲の後退による漁船の高船齢化も進行した。

・・・資源管理型漁業の時代・・・

米、ソ等主要漁業国が200海里漁業水域を設定してから10年が経過し200海里時代が定着、遠洋漁業を中心とする漁業の再編整備と我が国周辺水域の高度利用の必要性が高まった中で、水産庁は1987（昭和62）年に漁業問題研究会を設置し我が国水産業の展開方向等について取りまとめを行い（最終報告1989年）、我が国周辺水域における漁業の振興策として資源管理技術の開発促進、漁業者等の資源の合理的利用への意識改革、漁業者による自主的な資源管理の促進助長を内容とする資源の合理的な利用管理体制の整備を掲げ、ここに所謂「資源管理型漁業」の取り組みが開始された。

水産庁は「資源管理型漁業」を中心とした施策を展開し、全底連はその一環として、角目網コッドの導入による選択作用の究明を内容とする「選択トロール網技術開発事業」（1990年度～1992年度）、キャンパス等を利用したソフトオッタ

ー（パラカイト）、ソフトグランドの開発を目的とする「海底環境保全型曳網技術開発事業」（1993 年度～1995 年度）といった技術開発に取り組むとともに、海区別の適正操業モデルを検討する「沖底総合対策事業（モデル化事業）」（1992 年度～1996 年度：日本水産資源保護協会）についても積極的に取り組んだ。

・・・総漁獲可能量（TAC）制度の導入・・・

国連海洋法条約を巡っては、1982（昭和 57）年に第 3 次国連海洋法会議は最終議定書、国連海洋法条約を署名して閉幕、我が国は翌 1983 年に国連海洋法条約に署名（119 番目の署名）、1994（平成 6）年ガイアナが批准したことにより国連海洋法条約が発効した。

我が国は 1996（平成 8）年に第 137 回国会において国連海洋法条約の締結が承認され、同時に「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」、「排他的経済水域における漁業に関する主権的権利の行使に関する法律」及び「海洋生物の保存及び管理に関する法律（所謂 TAC 法）」が施行され、翌 1997 年 1 月 1 日から総漁獲可能量（TAC）制度の運用が開始された。

全底連では円滑かつ確実な TAC 管理を遂行するため、1997 年に他の業界に先駆けて会員関係漁業者間でスケトウダラ（太平洋、日本海、オホーツク海）TAC 管理協定、ズワイガニ（日本海西部、日本海北部、オホーツク海、太平洋北部）TAC 管理協定を締結し、以降この協定に基づき配分された範囲内での最

大の利用を目指して適正な TAC 制度の運用がなされている（1998 年から TAC 制度対象魚種にスルメイカが追加されたことから、1998 年にスルメイカ TAC 管理協定も締結。）。

全底連は上記 TAC 管理協定の実施に際しての管理協定委員会事務局として全底連会長が委員長となり地域毎の TAC 配分量の調整、管理、必要な情報の収集提供等の業務を担っているほか、漁獲管理情報処理システム開発事業、漁獲可能量管理緊急高度化普及事業等 TAC 管理に関する事業も実施した。

・・・資源回復計画の取組・・・

水産庁は日本周辺水域の資源の悪化、海外規制の強化等で我が国漁業生産量が大幅に減少し水産物の自給率が低下し、今後世界的に水産物の需要が逼迫することも予想される中で 1997 年に水産基本政策検討会を設置し、2000（平成 12）年に① 200 カイリ体制という新たな海洋秩序の下で我が国水産業が持続的に発展し国民の求める水産物を将来にわたって安定的に供給しうよう政策を再構築する、②漁業の生産性の向上、生産の増大等を主眼に展開してきたこれまでの水産政策を抜本的に見直し、我が国周辺水域における水産資源の適切な保存管理と持続的利用を基本とした政策を展開することを基本的な考え方に、広域的資源管理体制の確立、減船、休漁等の資源回復措置の計画的実施と経営安定対策等を重点政策とする水産基本政策大綱と改革プログラムを公表するとと

もに、2001年に水産業の健全な発展と水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を基本理念とする水産基本法を制定した。

この一連の改革の中で我が国周辺水域における水産資源の回復を図ることが当面の重要政策となり、早急に資源を回復させることを目的として漁獲の制限、種苗法流、漁場環境の保全等必要な対策を総合的計画的に実施する「資源回復計画」の取り組みが開始された。

沖合底びき網漁業関係では国が計画策定者となり、「日本海西部アカガレイ（ズワイガニ）資源回復計画（2002年公表）」、「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画（2003年公表）」、「日本海北部マガレイ・ハタハタ資源回復計画（2003年公表）」、「宗谷海峡イカナゴ資源回復計画（2004年公表）」、「ヤリイカ太平洋系群（南部）資源回復計画（2004年公表）」、「日本海西部・九州西海域底びき網漁業（2そうびき）包括的資源回復計画（2006年公表）」、「スケトウダラ日本海北部系群資源回復計画（2007年公表）」が策定され、2011年までの間それぞれの計画に沿って資源回復に向けた取組が実施された。

・・・資源管理・漁業経営対策への取組・・・

漁業用燃油の高騰については古くからしばしば漁業者の経営にとって大きな問題となっていたが、2000年代に入ってから燃油高騰を受け漁業者団体が2008年7月15日に全国一斉休漁を実施し窮状を訴え実現した「省燃油操業実

証事業」を軸にした「燃油高騰水産業緊急対策」による緊急的な対策が措置され、さらには 2010 年度からは「漁業経営セーフティーネット構築事業」が開始され燃油高騰に対する支援対策が整った。

一方で、これまで TAC 制度や資源回復計画により水産資源の維持回復を図ってきたが、水産資源の多くが低位水準にあることや燃油等価格の急激な変動、漁獲量の低迷等により漁業経営は不安定な状況にあることに鑑み、水産資源の管理・回復を図りつつ漁業者が将来にわたって持続的に漁業経営を維持できる環境を整備していくため、2011 年度から①漁業共済及び積立ぶらすの仕組みを活用して国や都道府県が策定する資源管理指針に基づき計画的に資源管理に取り組む漁業者の収入の安定を図る「資源管理・収入安定対策」と②前年度から開始された「漁業経営セーフティーネット構築事業」を「コスト対策」を組み合わせた総合的な漁業経営対策が開始された。

この資源管理・漁業経営対策において、全底連は沖合底びき網漁業、以西底びき網漁業における資源管理計画を策定し適宜必要な計画変更を行うとともに、資源管理協議会における履行確認への報告業務、漁業共済への加入促進、セーフティーネット構築事業の事業参加団体業務等を行っている。

・・・秋田県沖合底曳網漁業協議会の加入と日本海北部 4 県協議会の設置・・・

秋田県については秋田県機船底曳網漁業協同組合が会員となっていたが同組

合の解散に伴い 1999（平成 11）年度に全底連から退会、しかし TAC 管理、情報
の共有等に支障を生じたことから 2009（平成 21）年に秋田県沖合底曳網漁業
協議会として再加入となったが、この秋田県の再加入を機に、日本海北部におけ
る沖合底びき網漁業の振興及び円滑な操業推進を図るために青森県、秋田県、山
形県及び新潟県の会員で構成される沖底日本海北部 4 県協議会が全底連に設置
された。

・・・代船建造の取組・・・

中小漁業振興特別措置法は生産性の向上その他経営の近代化を促進して振興
を図ることが必要である特定業種を政令で指定し、概ね 5 年を 1 期として業種
ぐるみの振興計画を立て、それに基づく漁船建造資金等への農林公庫の融資措
置、固定資産の特別償却、合併等の税制上の特別措置を講じ中小漁業経営の近代
化を進めようとするもので、沖合底びき網漁業は 1969 年に追加指定され、第 1
次振興計画（1969 年～）では 2 統以上への経営規模の拡大、省力化と能率化の
ための省力揚網施設や遠隔操縦施設等の導入、漁獲物の鮮度保持のための冷蔵
設備の設置を柱に、第 2 次計画では経営規模の拡大促進、サイド式操業形態か
らスターン式操業形態への転換、新漁場進出船の大型化等を目標とした。

高度経済成長期において中小漁業の振興対策は高度化、経営の近代化に大き
な役割を果たしたが、1973（昭和 48）年秋の第 1 次石油危機の到来により中小

漁業経営は大きな打撃を蒙り、このため国は燃油購入資金の特別融資措置を講じるとともに 1976 年に振興特別措置法を廃止して漁業再建整備特別措置法を制定、経営困難に陥っている中小漁業者に経営再建計画を立てさせ固定化債務の整理のための漁業経営維持安定資金の融通措置を講じるとともに、国が特定業種の構造改善基本方針を立て業界団体が構造改善計画を定め農林水産大臣の認定を受ける新構造改善事業が発足、この年から同法に基づく沖底構造改善計画を開始した。

しかしながら、1980 年代後半から 2000 年にかけて我が国の漁業経営を巡る状況は厳しく底びき漁業では代船建造が進まず使用漁船の高船齢化が進行した。

そのような中、2002 年の指定漁業の一斉更新において、沖底のトン数階層が 11 階層から 4 階層に単純化されるとともに各階層とも下限は 15 トン以上に、また以西底びきについても 2 階層から 1 階層に単純化され同一階層内での補充トン制度は廃止され、さらに 2006 年の作業環境改善のための無補充大型化が適用、2007 年の一斉更新において審査委員会による審査は要するものの ILO 条約基準に準拠した無補充大型化も適用されることとなった。

水産庁は代船建造支援策として漁船リース事業（漁船リース事業者の漁船リース料の一部を助成。後述の水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業とは異なる。）を創設、沖合底びき網漁業では鳥取県（8 隻）と北海道（1 隻）において事

業を活用した代船建造が進められた。

また、経済産業省の「エネルギー使用合理化事業者支援事業（NEDO、SIY）」が利用可能となりこの事業を活用して 2006 年から北海道、宮城県で 16 隻の新船が建造された。

大日本水産会は 2002 年に「漁船漁業戦略研究会」を設置し遠洋・沖合漁船の代船建造に向けての検討に着手、2006 年には大日本水産会を中心に漁船漁業団体が「漁船漁業再編再生に係る平成 19 年度政策要望」を行い、その甲斐もあって 2007（平成 19）年度から漁業構造改革総合対策事業（もうかる漁業）が創設された。

沖合底びき網漁業、以西底びき網漁業では同年に北海道室蘭地区の改革計画が認定され、以降現在に至るまでに 11 道府県 18 地域 26 件の改革計画の認定を受け 30 隻（建造予定 3 隻含む。）の新船が建造されている。

また 2015（平成 27）年度に「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（漁船リース事業）」が創設され、現在までに沖合底びき網漁業では 8 道県 29 隻の事業が承認され 23 隻が建造されている。

・・・乗組員確保の取組・・・

漁船乗組員の確保については、全底連設立当時から失業保険支給要件や海技資格者養成について要望があり関係省庁等への要請活動等を行ったが実現は困

難であった。

その後も西日本海域 2 そうびき等において乗組員不足が慢性化していたが、1990（平成 2）年に会員に対し「沖底船員不足実態調査」を実施したところ、乗組員不足は全国規模で生じていることが明らかとなり、1993 年に西日本海域 2 そうびき底びき漁業の漁法変更（2 そうびき漁法から트롤漁法へ）について委員会を設置して検討を行うとともに同年から大日本水産会を中心とした漁業就業者確保育成事業等へ参画した。

また、外国人技能実習制度の適用に向けての活動に取り組み、1999（平成 11）年には千葉県において初めて沖合底びき網漁業者が外国人技能実習制度の利用を開始し、以降全国的に実習制度が活用されており、この制度の活用の際に全底連は漁業技能実習協議会に参画し技能実習機関（漁業者）を監理する関係団体に対し指導、助言等を実施している。

さらに、2018（平成 30）年からは特定技能在留資格制度が創設され 2019（令和元）年に三重県の沖合底びき網漁業者がこの制度の利用を開始し、コロナ感染症対策として出入国規制が強化された中でこの制度の活用が広まりつつあり、この制度の活用の際に全底連は漁業特定技能協議会に参画するとともに漁業者に対し協議会への加入申請、協議会での検討内容の周知徹底、実施状況の確認、法令遵守の徹底、指導、助言等を実施している。

また、2016（平成 28）年からは大日本水産会を事務局とする「漁船乗組員確保育成プロジェクト」が開始され、全底連は「沖合・以西底びき網漁業におけるアクションプラン」を策定しこのアクションプランに基づき 2017 年からコロナ禍による中断はあるものの水産高校への漁業ガイダンスを実施している。

・・・東日本大震災からの復興への取組・・・

2011（平成 23）年 3 月 11 日午後 2 時 46 分、岩手県、宮城県、福島県を中心に国内観測史上最大のマグニチュード 9 を記録する大震災が発生し、大規模な津波が押し寄せ約 2 万人に達する死亡・行方不明者、漁船、家屋、施設の流出破損、津波による福島第 1 原発事故が重なって一大惨事が勃発した。

全底連は当日、東京で合同 TAC 協定委員会を開催し北海道、青森、岩手、宮城、福島の関係者が出席していたが地元の惨事を知っても電話は繋がらず、また JR も不通でなす術もなく、タクシーを利用して、或いは臨時バス等交通機関の再開を待って関係者はそれぞれ大変な思いをしながら地元に戻った。全底連事務局でも最大 5 日間帰宅できず事務所で寝泊まりした職員もいた。

全底連はこの東日本大震災及び福島原発事故に際して、関係会員の被害状況の把握及び水産庁への報告、被災地以外の会員に対する被災漁業者の受入れ要請等を速やかに実施するとともに、被災地訪問と現地の要望把握、義援金の募集と送付、救援物資の配送、福島県の自県沖の操業自粛水域の設定に係る協力と他

県船への周知徹底はもとより、水産物の放射性物質検査及び出荷制限、漁場生産力回復支援事業（漁場の瓦礫の回収）、漁業養殖業復興支援事業（がんばる漁業）、東京電力福島原発事故に係る損害賠償等に対応してきている。

なお、これまでに、がんばる漁業について本会関係では 3 県 4 地域 8 復興計画が認定を受け 18 隻の新船が建造されている。

2 北転船（1961 年～2015 年）の沿革と活動

1953（昭和 28）年から開始された中型機船底曳網漁業の減船整理施策の一環として、1960（昭和 35）年に北海道の沿岸漁業と関係している同県及び漁業調整上特に必要があると認められる都府県の中型底曳網漁業を北洋海域（北緯 48 度以北、東経 148 度以東、東経 170 度以西）へ転換させるべく「北洋海域への中型機船底曳網漁業転換要綱」が制定され、翌 1961 年から「中型機船底曳網漁船の北洋転換、所謂「北転船」」の操業がスタートした。

既に北洋海域の優良漁場は指定漁業として資本漁業に占められていた中、中型機船底曳にとって北洋は試験操業の実証はあっても未知なる領域で、かつ北洋転換に伴う漁船の大型化には膨大な費用を要する等、不安な出発であったが、その後の漁法、船型等の改良により許可隻数は増加し、1969（昭和 44）年には専業船 154 隻、兼業船 28 隻体制が確立され、同時にスケトウダラを中心に漁獲

量も年々増加、1973（昭和 48）年には 100 万トンを超える等 200 カイリ時代の幕開けとなった 1977（昭和 52）年までの間、北洋漁業の花形として日本の漁業生産に、また水揚げ港や根拠地港となった地域社会に大きく貢献した。

1977 年以降は、漁場が米国、ソ連により囲みこまれ度重なる漁獲割当量の大幅な減少や操業水域の縮小、規制強化等により減船を余儀なくされ、この間、漁場確保のために業界として可能な相手国への働きかけ等様々な活動を行いつつ操業を続けてきたが、米国のフェイズアウト、ベーリング公海条約発効、ロシア水域での商業操業機会の喪失もあって操業隻数は大きく減少（1979 年～専業船 97 隻、1985 年～専業船 54 隻、1992 年～30 隻台、1994 年～20 隻台、2000 年～10 隻台、2003 年～一桁台）、漁場価値の急激な低下等により 2015（平成 27）年の操業を最後に半世紀にわたる操業の歴史に終止符を打った。

この間、全底連は「北洋底びき特別委員会（1993 年から「北転船全船主会」に改称）」を設置し、国際情報の収集分析、R C（北太平洋漁業管理委員会）対策、プリビロフ諸島の漁業協力、買魚事業の実施、ロビー活動等を始め米国、ソ連（ロシア）との交渉に向けた国内外の活動を中心に関連事業を展開した。

なお、全底連は北転船の誕生から終焉までを記録した「北転船の軌跡」を 2016（平成 28）年 10 月に刊行し、北転船の歴史的経緯やその中での全底連の活動をまとめたので、次頁に北転船年表を掲載し詳細についてはここでは割愛する。

北転船年表

年	許可隻数		生産量 トン	概 要
	専業船	兼業船		
1959年(昭和34年)				1957年、1958年沖底船の転換先としてカムチャッカ半島周辺を調査
1960年(昭和35年)				12月、水産庁「北洋海域への中型機船底曳網漁業転換要綱」制定
1961年(昭和36年)	43	11	(20,786)	12月、冷凍装置導入のため船型は原則200トン未満から300トン未満に大型化
1962年(昭和37年)	66	17	(36,918)	居住区改善のため315トン未満に大型化
1963年(昭和38年)	70	23	(36,286)	操業区域を西経175度以西まで拡大
1964年(昭和39年)	86	17	(61,558)	漁場は東カムチャッカ海域が中心、次いで西カムチャッカ、北千島海域
1965年(昭和40年)	106	21	(109,495)	西カムチャッカ海域にスケトウダラの好漁場発見
1966年(昭和41年)	114	56	(169,912)	315トン型サイド揚げスタントロール新造ブーム、ベーリング海域の操業増加
1967年(昭和42年)	154	28	(250,433)	着氷対策のため船型は350トン未満に大型化、10-12月スケトウ魚価大暴落
1968年(昭和43年)	154	28	618,006	スケトウダラ魚価対策として3分割操業、349トン型2層甲板スタントロール増加
1969年(昭和44年)	154	28	767,522	母船式すり身工船の独航船に参加する北転船が増加
1970年(昭和45年)	154	28	812,468	349トン型北転船が定着
1971年(昭和46年)	154	28	805,392	5月～6月の抱卵エシ全面禁漁
1972年(昭和47年)	154	28	900,786	抱卵スケウ高騰、年間水揚げ400億円、
1973年(昭和48年)	154	28	1,023,944	北転船漁獲量100万トン突破、第一次石油危機で燃油高騰
1974年(昭和49年)	154	28	972,422	国連海洋法会議で領海12海里、経済水域200海里が最大のテーマとなる
1975年(昭和50年)	154	28	856,553	
1976年(昭和51年)	154	28	643,713	米国「漁業保存管理法」可決、次いでソ連も200海里宣言
1977年(昭和52年)	154	28	571,815	2月、日米漁業交渉で対日割当119万1,000トンに決定。5月、日ソ漁業交渉妥結、対日漁獲割当36%減、東西カムチャッカ水域禁漁に伴い北転船57隻を減船を決定
1978年(昭和53年)	154	28	181,551	1月及び3月に減船を実施、また兼業船は近海操業へ。ソ連海域27隻、米国海域70隻体制となり、米国海域のうち10隻は南極オキアミ独航船、6隻は政府備船調査船となり3年間は半転換操業船となる。全底連がRC(北太平洋漁業管理委員会)対策を本
1979年(昭和54年)	97		190,735	イラン・イラク戦争で第2次石油危機へ
1980年(昭和55年)	97		208,309	米下院議会にブロー修正案が提出
1981年(昭和56年)	97		192,800	米国スケトウダラ洋上買魚試験操業開始
1982年(昭和57年)	97		165,212	米国漁業協力の一環として全底連がプリピロフ諸島の合併事業に着手。新測定法の施行により7月以降に新造した北転船は279トン(旧349トン)の表示になる。年間水
1983年(昭和58年)	97		157,763	米国の対日割当量減少・入漁料アップ
1984年(昭和59年)	97		230,409	米国の規制強化を踏まえ43隻の減船を決断
1985年(昭和60年)	54		167,778	ソ連海域27隻、米国海域27隻の交代操業となる。
1986年(昭和61年)	54		356,508	ソ連が有償操業10万トン、洋上買魚10万トンを新設。米国対日割当47万5,000トン。ベーリング公海の北転船操業比重高まる。
1987年(昭和62年)	54		331,866	米国洋上買魚事業72万トン、対日割当10万4,000トンに。
1988年(昭和63年)	54		299,289	米国海域対日割当ゼロに、コガネガレイJV7隻、スケトウダラJV7隻参加。日ソ共同調査事業で合意。
1989年(平成元年)	54		200,378	ソ連買魚事業に北転船22隻が参加、ソ連海域無償3万4,000トン・有償5万3,000トン
1990年(平成2年)	54		148,339	ソ連着底トロール禁止で北転船は有償操業を断念、無償枠6,300トン。米国のスケトウダラ洋上買魚はゼロに。
1991年(平成3年)	54		76,934	北千島民間操業1万5,000トンが実現。
1992年(平成4年)	33		120,562	ベーリング公海自主操業停止へ。国際漁業再編対策により北転船は21隻を減船。
1993年(平成5年)	31		121,799	ベーリング公海がモラトリウムに入る。北転船によるソ連洋上買魚事業断念。
1994年(平成6年)	27		121,199	ロシアは民間操業枠を拡大、利権争いでロシア国内混乱
1995年(平成7年)	27		72,496	
1996年(平成8年)	27		90,226	モスクワに権限集中し漁獲枠減少
1997年(平成9年)	27		82,258	日ロ共同調査船増加
1998年(平成10年)	25			北転船の自然淘汰はじまる。
1999年(平成11年)	21			旧北転船は商業操業と科学調査船の組合せ操業
2000年(平成12年)	18			
2001年(平成13年)	16			ロシアは入札制度を導入
2002年(平成14年)	15			12月、日ロ漁業交渉で無償枠拡大
2003年(平成15年)	5			ロシア、外国船への入札中止。日ロ共同調査縮小。
2004年(平成16年)	5			北千島の当初枠4,593トン。
2005年(平成17年)	5			北千島当初枠4,662トン、追加枠4,500トン
2006年(平成18年)	5			当初枠、追加枠は前年並み。不法操業の疑いで1隻は船体没収される。
2007年(平成19年)	5			北千島枠4,600トン
2008年(平成20年)	5			
2009年(平成21年)	5			
2010年(平成22年)	5			新聞報道(12月)で70日間停泊処分。
2011年(平成23年)	4			東日本大震災により北転船1隻が流出、破壊。
2012年(平成24年)	3			ロシア海域2隻操業
2013年(平成25年)	3			北千島1万トン枠確保、3隻操業
2014年(平成26年)	3			北千島1万トン枠確保するも漁場価値低下、2隻操業
2015年(平成27年)	2			漁獲枠1,000トンとなり2隻出漁も漁獲不調により操業断念

注1) 北転船としての許認可は平成9年まで。平成10年以降は北転船操業に従事した許認可隻数として整理。

注2) 漁業・養殖業生産統計の北転船の生産量は、昭和43年から平成9年まで。

第3章 持続可能な底びき網漁業の展開に向けて

沖合底びき網漁業は前章まで述べてきたとおり、そもそも前浜的漁業から知事許可漁業として発達してきたこともあり、大臣許可漁業であるものの漁獲対象種、操業実態が地域ごとに異なり地域的色彩の強い漁業であり、また基本的には自県沖で操業を行い、漁獲物はその根拠港に水揚げすることから、所属する漁業協同組合の経営はもとよりその地域経済に大きく貢献する地域密着型漁業として欠くことのできない重要な漁業として位置づけされる。

また、過去においては、効率的漁法であることから沿岸漁業との漁場利用等を巡る様々な調整問題も存在したが、先人達の多くの労によりそのような問題もほぼ解決している。

更に、戦後一貫して進められた整理転換や許可隻数の抑制や国際減船、自主減船、廃業といった許可隻数総数の大幅な減少、加えて TAC 制度、資源管理計画を始めとする多くの資源管理措置や資源管理協定の取組も着実に進められており、資源を巡る課題に対しても計画的なアクセスが可能な漁業である。

また、以西底びき網漁業は特に中国漁船の躍進による資源の著しい減少や利用可能な漁場の縮小の中、沖合底びき網漁業と同様、資源管理への取組や経営の安定を図りつつ、ブランドである「以西もの」の安定供給はもとより、国際漁場である東シナ海における我が国の漁業権益の確保や国境における監視機能の維

持を行う重要な漁業として位置づけされる。

沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業は古くはその生産性の高さから、また今日においてはその漁業の位置づけはもとより、効率的・計画的操業が可能な我が国漁業の中核を担う漁業として、今後ともより持続可能な底びき網漁業を目指して展開を図る必要がある。

最後に、持続可能な底びき網漁業を目指すための行動目標とそれを支える今後の全底連の業務等について記述したい。

持続可能な底びき網漁業を目指すための行動目標としては、「社会との連携をより図りながら、技術を含む取り巻く環境の変化を踏まえつつ資源、代船建造、乗組員の確保等の課題に柔軟に対応していく」ことを掲げたい。

「社会との連携をより図る」ことは、凡そどのような産業であっても今後より持続可能な産業として発展するためには必要なことであり、そのためには積極的な情報開示による社会的理解の醸成と可能な社会的課題への対応・連携が必要と考えられる。

全底連では 2014（平成 26）年から、地域ごとの底びき漁業の現状（漁船数、操業方法、漁船規模、乗組員数、水揚量、水揚金額、魚種別組成等）や資源管理、もうかる漁業、漁船リース事業の取組状況等をまとめた「沖底・以西底びき網漁業のデータブック」を毎年度作成し全底連ホームページで公開、配布を行うとと

もに、2015 年度から北海道釧路市、岩手県宮古市、宮城県石巻市、島根県浜田市及び福井県越前町の各沖合底びき網漁業基地となっている市町を対象に、沖合底びき網漁業がそれぞれの地域に与える経済効果について会員、地元行政組織等の理解・協力の下で試算し上記データブックで公開している。

底びき網漁業についての社会的理解を醸成するため、底びき関係者はもとより研究・教育等様々な場面での一層の活用が期待される中、全底連は今後とも必要な内容の充実等を図りつつ情報の提供を図ることが必要である。

また、海洋ゴミ対策については政府の「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」の策定を踏まえ全底連は会員への働きかけを行い現在、5 道県 8 地域において取り組まれているが、これも底びき網漁業だからこそ可能な社会との連携の一環として位置づけされるものであり、今後とも地域の広がりと継続が望まれる中、全底連としては会員へのさらなる情報提供、働きかけを行うとともに更なる社会連携の種を模索し会員へ情報を提供することも必要である。

「技術を含む取り巻く環境の変化を踏まえつつ資源、代船建造、乗組員の確保等の課題に柔軟に対応していく」ためには、底びき網漁業のみならず漁船漁業全般が今日抱えている「資源」、「代船建造」及び「乗組員の確保」といった 3 大課題はもとより会員が抱える諸課題へ対応すべく、全底連は水産庁を始めとする関係官庁、大日本水産会を始めとする関係団体等との連携を図りつつ、情報の収

集や提供、関連事業の実施、必要な関係者間の調整等を引き続き行っていく必要がある。

全底連は、底びき網漁業者団体として持続可能な底びき網漁業の展開に向け、この先も底びき網漁業者とともに力強く歩んでいきたい。

歴 代 役 員 名 簿

全底連歴代役員名簿

任 期		昭和41(1966)年4月28日～ 昭和42(1967)年5月23日	昭和42(1967)年5月23日～ 昭和44(1969)年5月20日	昭和44(1969)年5月20日～ 昭和46(1971)年6月19日
役 職				
会長理事	(員 外)	細野嘉助	細野嘉助(S43.5.6辞任)	遠藤信二
	(山口県)		河上屋千代槌(S43.5.6就任)	
副会長理事	(北海道)	瀬戸常蔵	瀬戸常蔵	瀬戸常蔵
	(青森県)	吉田利八郎	吉田利八郎	吉田利八郎
	(宮城県)	鈴木軍治	鈴木軍治	鈴木軍治
	(山口県)	河上屋千代槌	河上屋千代槌(S43.5.6辞任)	
	(島根県)			室崎勝造
専務理事	(員 外)		遠藤信二	
常務理事	(員 外)		和田敬三(S43.5.6就任)	和田敬三
理事	(北海道)	青木清 喜尾啓三郎 野口宣	青木清 喜尾啓三郎 野口宣	青木清 喜尾啓三郎 野口宣
	(青森県)	米田徳次 西村修一	米田徳次 西村修一	米田徳次 西村修一
	(岩手県)	小笠原孝三	金沢官兵衛	金沢官兵衛
	(宮城県)	尾形孝三郎 伊深要	尾形孝三郎 伊深要	尾形孝三郎 伊深要
	(福島県)	金成文平 吉田喜好	金成文平 吉田喜好→ 吉田権右衛門(S43.5.6就任)	金成文平 吉田権右衛門
	(茨城県)	鈴木金次郎	鈴木金次郎	鈴木金次郎
	(千葉県)	佐久間勝二	佐久間勝二	佐久間勝二
	(愛知県)	横田繁雄	横田繁雄	横田繁雄
	(三重県)		浜中宗七	浜中宗七
	(愛媛県)	大石俊男	大石俊男	大石俊男
	(秋田県)	川畑義男	川畑義男→ 佐々木友吉(S43.5.6就任)	佐々木友吉
	(新潟県)	柳下正	柳下正	柳下正
	(富山県)	釣鶴次郎	釣鶴次郎	野村明
	(石川県)	松居又義	山下作男	山下作男
	(福井県)	山田金作	上田千代三郎	山田金作
	(京都府)	増山善四郎	増山善四郎	岡田政治郎
	(兵庫県)	西上重弑	西上重弑	西上重弑
	(鳥取県)	網田亀七	網田亀七	濱田光治
	(島根県)	室崎勝造 大島覚	室崎勝造 大島覚	大島覚
	(山口県)			河上屋千代槌
	(福岡県)	柳沢秀雄	岡崎金丸	岡崎真一
監事	(北海道)	大和田栄	大和田栄	大和田栄
	(福島県)	馬上庄治	馬上庄治	馬上庄治
	(兵庫県)	松井重明	松井重明	松井重明

全底連設立総会：昭和41 (1966) 年4月28日

全底連歴代役員名簿

任 期		昭和46(1971)年6月19日～ 昭和47(1972)年5月23日	昭和47(1972)年5月23日～ 昭和50(1975)年5月28日	昭和50(1975)年5月28日～ 昭和53(1978)年5月23日
役 職				
会長理事	(員 外)	遠藤信二	遠藤信二	遠藤信二
副会長理事	(北海道)	瀬戸常蔵	瀬戸常蔵	瀬戸常蔵
	(青森県)	吉田利八郎	吉田利八郎	西村修一
	(宮城県)	鈴木軍治	鈴木軍治	鈴木軍治
	(島根県)	室崎勝造	大島覚(S49.5.23辞任) 松田直蔵(S49.5.23就任)	松田直蔵
専務理事	(員 外)			和田敬三
常務理事	(員 外)	和田敬三	和田敬三	
理事	(北海道)	青木清 喜尾啓三郎 野口宣	青木清 喜尾啓三郎(S48.5.30辞任) 金井俊一(S48.5.30就任) 野口宣	青木清 金井俊一 野口宣
	(青森県)	米田徳次 西村修一	福崎秀夫→ 佐藤浩一(S49.5.23就任) 西村修一	佐藤浩一 川平操
	(岩手県)	熊谷拓	小笠原孝三(S48.5.30辞任) 浜川幸松(S48.5.30就任)	浜川幸松(S52.6.30辞任) 小笠原孝三(S52.6.30就任)
	(宮城県)	尾形孝三郎 丸山惣之助 相沢静夫	尾形孝三郎 丸山惣之助(S48.5.30辞任) 中林秀夫(S48.5.30就任) 相沢静夫	尾形孝三郎 中林秀夫 相沢静夫
	(福島県)	金成文平 吉田権右衛門	金成文平 吉田権右衛門	金成文平 吉田権右衛門(S51.5.26辞任) 村山浩(S51.5.26就任)
	(茨城県)	鈴木金次郎	鈴木金次郎	根本彦九郎(S52.6.30辞任) 石川浩二(S52.6.30就任)
	(千葉県)	福原六次郎	福原六次郎	福原六次郎
	(愛知県)	横田繁雄	横田繁雄	壁谷精以千
	(三重県)	浜中宗七	浜中宗七	湯浅益一
	(愛媛県)	大石俊男	大石俊男	大石俊男
	(高知県)	池田利喜	池田利喜(S49.5.23辞任) 中平国吉(S49.5.23就任)	池田利喜
	(徳島県)		由岐中春重(S48.5.30就任)	由岐中春重
	(秋田県)	佐々木友吉	佐々木友吉(S48.5.30辞任) 須藤一夫(S48.5.30就任)	須藤一夫
	(新潟県)	渡辺六太郎	渡辺六太郎	渡辺六太郎
	(富山県)	野村明	野村明(S48.5.30辞任) 鷲塚喜一(S48.5.30就任)	鷲塚喜一
	(石川県)	山岸友吉	山岸友吉(S49.5.23辞任) 新甫清松(S49.5.23就任)	新甫清松(S52.6.30辞任) 大井吉松(S52.6.30就任)
	(福井県)	山田金作	山田金作(S48.8.16死亡) 池上増太郎(S49.5.23就任)	船木文次郎
	(京都府)	岡田政治郎	岡田政治郎	岡田政治郎
	(兵庫県)	西上重弑	西上重弑	西上重弑
	(鳥取県)	濱田光治	濱田光治(S48.5.30辞任) 米村松蔵(S48.5.30就任)	川部一男
	(島根県)	大島覚	松田留吉(S48.5.30就任)	藤川伝吉
	(山口県)	河上屋千代槌	田中義治	福田政則
	(福岡県)	幸田徳一	大本勝義	大本勝義(S51.5.26辞任) 岡田睦雄(S51.5.26就任)
監事	(北海道)	大和田栄	大和田栄	大和田栄→ 島佐一(S52.6.30就任)
	(福島県)	馬上庄治	馬上庄治(S48.2.23死亡) 水野良吉(S48.5.30就任)	水野良吉
	(兵庫県)	松井重明	松井重明	松井重明

社団法人創立総会：昭和46（1971）年5月8日

社団法人設立許可：昭和46（1971）年6月19日

全底連歴代役員名簿

任 期		昭和53(1978)年5月23日～ 昭和56(1981)年5月25日	昭和56(1981)年5月25日～ 昭和59(1984)年5月28日	昭和59(1984)年5月28日～ 昭和62(1987)年5月25日
役 職				
会長理事	(員 外)	遠藤信二	遠藤信二	遠藤信二
副会長理事	(北海道)	瀬戸常蔵	瀬戸常蔵	瀬戸常蔵(S62.4.24死亡)
	(青森県)	西村修一	西村修一	川村嘉造
	(宮城県)	中林秀雄(S55.5.22辞任) 加藤清寿(S55.5.22就任)	加藤清寿(S58.5.23辞任) 伊妻正蔵(S58.5.23就任)	伊妻正蔵(S61.5.27辞任) 佐藤吉男(S61.5.27就任)
	(兵庫県)	西上重弐	西上重弐	西上重弐
	(島根県)	松田直蔵	松田直蔵	松田直蔵
専務理事	(員 外)	和田敬三	和田敬三(S58.5.23辞任) 谷川高士(S58.5.23就任)	谷川高士
常務理事	(員 外)	守矢徹生		
理事	(北海道)	青木清 金井俊一 野口宣	青木清 金井俊一 野口宣	青木清(S61.12.3死亡) 金井俊一 野口宣
	(青森県)	佐藤浩一(S53.12死亡) 甲賀謙一(S54.5.29就任) 川平操	川平操 甲賀謙一→ 坂根瑞穂(S58.5.23就任)	柳谷勝雄 坂根瑞穂
	(岩手県)	小笠原孝三(S54.5.29辞任) 金澤忠一(S54.5.29就任)	金澤忠一(S58.5.23辞任) 本田和三郎(S58.5.23就任)	本田和三郎
	(宮城県)	稲井善弥(S55.5.22辞任) 鈴木徳雄(S55.5.22就任) 丸山惣之助 伊妻正蔵	丸山惣之助(S58.5.23辞任) 稲井善弥(S58.5.23就任) 鈴木徳雄(S58.5.23辞任) 鈴木孝雄(S58.5.23就任) 伊妻正蔵(S58.5.23辞任) 鈴木孝(S58.5.23就任)	稲井善弥(S60.5.23辞任) 佐藤吉男(S60.5.23就任) 佐藤吉男(副会長就任) 丹野清一郎(S61.5.27就任) 鈴木孝雄 鈴木孝(S61.5.27辞任) 鈴木多喜男(S61.5.27就任)
	(福島県)	金成文平 村山浩	金成文平 村山浩	金成文平 村山浩
	(茨城県)	石川浩二	石川弘治	石川弘治
	(千葉県)	坂本俊治	坂本俊治	田谷忠雄
	(愛知県)	壁谷精以千	壁谷精以千	壁谷精以千
	(三重県)	松本又治	松本又治	松本又治
	(愛媛県)	大石俊男	大石俊男	大石俊男
	(高知県)	池田利喜	池田利喜	池田利喜(S60.5.23辞任)
	(秋田県)	須藤一夫	須藤一夫	須藤一夫
	(新潟県)	渡邊長一郎	渡邊長一郎	渡邊長一郎
	(富山県)	鷺塚喜一	鷺塚喜一(S58.5.28辞任) 殿村力吉(S58.5.28就任)	殿村力吉
	(石川県)	大井吉松(S55.5.22辞任) 田丸多喜真(S55.5.22就任)	田丸多喜真	山岸友吉
	(福井県)	船木文次郎	船木文次郎(S58.5.23辞任) 京谷宗雄(S58.5.23就任)	京谷宗雄
	(京都府)	岡田政治郎(S54.5.29辞任) 金本光男(S54.5.29就任)	金本光男	塩垣茂義
	(鳥取県)	川部一男	川部一男	川部一男(S60.5.23辞任) 岩見誠次(S60.5.23就任)
	(島根県)	藤川伝吉(死亡) 澁谷徳三(S54.5.29就任)	澁谷徳造(S56.8.9死亡) → 梶野春一	梶野春一
	(山口県)	福田政則	福田政則(S58.5.23辞任) 嶋田健三(S58.5.23就任)	嶋田健三
	(福岡県)	岡田睦雄	岡田睦雄	岡田睦雄
	(佐賀県)	高橋省二郎	高橋省二郎	高橋省二郎
監事	(北海道)	島佐一	島佐一	島佐一
	(福島県)	水野良吉(死亡) 小野定次(S55.5.22就任)	小野定次	小野定次
	(兵庫県)	村瀬和夫	村瀬和夫	村瀬和夫

全底連歴代役員名簿

任 期		昭和62(1987)年5月25日～ 平成2(1990)年5月25日	平成2(1990)年5月25日～ 平成5(1993)年5月24日	平成5(1993)年5月24日～ 平成8(1996)年5月24日
役 職				
会長理事	(員 外)	遠藤信二	遠藤信二	遠藤信二(H6.5.25辞任) 井村幸二(H6.5.25就任)
副会長理事	(北海道)	金井俊一	金井俊一	金井俊一
	(青森県)	川村嘉造	川村嘉造	川村嘉造
	(宮城県)	佐藤吉男	佐藤吉男	佐藤吉男
	(兵庫県)	西上重弐(S63.5.25辞任) 村瀬和夫(S63.5.25就任)	吉岡修一	吉岡修一
	(島根県)	松田直蔵	松田直蔵	松田直蔵(H6.5.25辞任) 松田隆敏(H6.5.25就任)
専務理事	(員 外)	谷川高士	谷川高士	黒木俊一(H5.8.1就任)
常務理事				
理事	(北海道)	吉田政一(S63.5.25就任) 米田哲三	吉田政一 米田哲三	吉田政一 米田哲三
	(青森県)	柳谷勝雄(S63.5.25辞任) 柳谷弟吉(S63.5.25就任) 坂根瑞穂	柳谷弟吉 河村桂吉	柳谷弟吉 河村桂吉
	(岩手県)	本田和三郎	濱川幸松(H3.5.24辞任) 藤田榮一郎(H4.5.25就任)	藤田榮一郎
	(宮城県)	丹野清一郎 鈴木孝雄 鈴木多喜男	須田金司 横田善三郎 鈴木多喜男	伊妻壮悦(H6.5.25就任) 今野利夫 鈴木多喜男
	(福島県)	金成文平 村山浩(S63.5.25辞任) 佐藤弘(S63.5.25就任)	小野定次 佐藤弘	小野定次 佐藤弘
	(茨城県)	鈴木勇	鈴木勇	鈴木勇
	(千葉県)	田谷忠雄	田谷忠雄	田谷忠雄
	(愛知県)	壁谷精以千	壁谷精以千(H3.5.24辞任) 河野孔四郎(H4.5.25就任)	河野孔四郎
	(三重県)	松本又治	松本又治	松本又治
	(愛媛県)	大石俊男	大石俊男(H3.5.24辞任) 宮本利之(H3.5.24就任)	宮本利之
	(秋田県)	須藤一夫(S63.5.25辞任) 佐藤孫一(S63.5.25就任)	佐藤孫一	佐藤勝松(H7.5.25辞任) 齊藤幸夫(H7.5.25就任)
	(新潟県)	渡邊長一郎	渡邊長一郎	渡邊長一郎(H7.5.25辞任) 山田新八郎(H7.5.25就任)
	(富山県)	殿村力吉	殿村力吉	殿村力吉
	(石川県)	山岸友吉(H元.5.25辞任) 橋本志朗(H元.5.25就任)	橋本志朗	橋本志朗
	(福井県)	京谷宗雄(S63.5.25辞任) 平野利男(S63.5.25就任)	平野利男	平野利男
	(京都府)	塩垣茂義	塩垣茂義	塩垣茂義(H7.5.25辞任) 川口哲也(H7.5.25就任)
	(鳥取県)	岩見誠次(H元.5.25辞任) 山根勝實(H元.5.25就任)	山根勝實(H3.5.24辞任) 米村洋一(H3.5.24就任)	米村洋一(H7.5.25辞任) 兜金俊男(H7.5.25就任)
	(島根県)	梶野春一(S63.5.25辞任) 浜村幸雄(H元.5.25就任)	浜村幸雄	浜村幸雄
	(山口県)	嶋田健三	嶋田健三	福田伊勢夫
	(福岡県)	岡田睦雄	岡田睦雄(H3.5.24辞任) 松野治夫(H3.5.24就任)	松野治夫
	(佐賀県)	高橋省二郎	高橋省二郎	高橋省二郎
監事	(北海道)	島佐一	島佐一	島佐一→ 本間秀一(H6.5.25就任)
	(福島県)	小野定次	金成新一郎	金成新一郎
	(兵庫県)	村瀬和夫(S63.5.25辞任) 森田国男(S63.5.25就任)	森田国男	森田国男

全底連歴代役員名簿

役 職		任 期
		平成8(1996)年5月24日～ 平成11(1999)年5月25日
会長理事	(員 外)	井村幸二
副会長理事	(北海道)	金井俊一(H9.5.23辞任) 吉田政一(H9.5.23就任)
	(青森県)	川村嘉造
	(宮城県)	佐藤吉男
	(兵庫県)	吉岡修一
	(島根県)	松田隆敏
専務理事	(員 外)	黒木俊一(H10.5.25辞任) 田中哲彦(H10.5.25就任)
常務理事		
理事	(北海道)	吉田政一(H9.5.23辞任) 山田邦雄(H9.5.23就任) 米田哲三(H10.5.25辞任) 高田民雄(H10.5.25就任)
	(青森県)	柳谷弟吉 河村桂吉
	(岩手県)	藤田榮一郎(H9.5.23辞任) 金澤俊明(H9.5.23就任)
	(宮城県)	伊妻壮悦 今野利夫(H10.5.25辞任) 尾形孝雄(H10.5.25就任) 鈴木多喜男
	(福島県)	小野定次(H10.5.25辞任) 吉田勝男(H10.5.25就任) 菊地重春
	(茨城県)	鈴木勇
	(千葉県)	田谷忠雄(H10.5.25辞任) 坂本雅信(H10.5.25就任)
	(愛知県)	河野孔四郎
	(愛媛県)	宮本利之(H10.5.25辞任) 菊池平以(H10.5.25就任)
	(秋田県)	齊藤幸夫
	(新潟県)	山田新八郎(H10.5.25辞任) 當摩栄一(H10.5.25就任)
	(石川県)	橋本志朗
	(福井県)	平野利男
	(京都府)	川口哲也(H9.5.23辞任) 岡田政義(H9.5.23就任)
	(鳥取県)	兜金俊男
	(島根県)	浜村幸雄
	(山口県)	福田伊勢夫
	(福岡県)	松野治夫
監事	(北海道)	本間秀一
	(福島県)	金成新一郎(H10.5.25辞任) 金子武茂(H10.5.25就任)
	(兵庫県)	寺川恒明

全底連歴代役員名簿

任 期		平成11(1999)年5月25日～ 平成13(2001)年5月24日	平成13(2001)年5月24日～ 平成15(2003)年5月23日	平成15(2003)年5月23日～ 平成17(2005)年5月25日
役 職				
会長理事	(員 外)	井村幸二	井村幸二	井村幸二(H15.12.31辞任) 今村弘二(H16.11.1就任)
副会長理事	(北海道)	吉田政一	吉田政一(H13.10.20死亡) 山田邦雄(H14.5.24就任)	山田邦雄
	(青森県)	川村嘉造	川村嘉造	柳谷弟吉
	(宮城県)	佐藤吉男		
	(兵庫県)	吉岡修一	吉岡修一	吉岡修一
	(島根県)	松田隆敏	松田隆敏	松田隆敏(H17.2.15辞任) 金坂敬(H17.2.15就任)
専務理事	(員 外)	田中哲彦(H12.5.25辞任) 橘萬蔵(H12.9.27就任)	橘萬蔵(H14.5.24辞任) 大倉重信(H14.5.24就任)	大倉重信
常務理事				
常任理事	(北海道)	山田邦雄	山田邦雄(H14.5.24辞任) 風無成一(H14.5.24就任)	風無成一
	(宮城県)	鈴木多喜男	鈴木多喜男	伊妻壮悦
	(福井県)	平野利男	平野利男(H14.5.24辞任) 米田清(H14.5.24就任)	米田清
	(山口県)	福田伊勢夫	福田伊勢夫	福田伊勢夫
理事	(北海道)	高田民雄	高田民雄	高田民雄(H16.5.25辞任) 砂山繁(H16.5.25就任)
	(青森県)	柳谷弟吉 河村桂吉	柳谷弟吉 河村桂吉	福島哲男 河村桂吉
	(岩手県)	金澤俊明	金澤俊明	金澤俊明
	(宮城県)	伊妻壮悦 尾形孝雄	伊妻壮悦	小玉助勝
	(福島県)	菊地重春 吉田勝男	菊地重春(H14.5.24辞任) 金子武茂(H14.5.24就任) 吉田勝男	金子武茂 吉田勝男
	(茨城県)	鈴木勇	鈴木勇	鈴木勇
	(千葉県)	坂本雅信	坂本雅信	坂本雅信
	(愛知県)	壁谷裕道	壁谷裕道	壁谷裕道
	(愛媛県)	菊池平以(H12.5.25辞任) 宮本利之(H12.5.25就任)	宮本利之	見乗英明
	(秋田県)	齊藤幸夫(H12.5.25辞任)		
	(新潟県)	當摩栄一	當摩栄一(H14.5.24辞任) 山田俊郎(H14.5.24就任)	山田俊郎
	(石川県)	橋本志朗	橋本志朗	橋本志朗(H16.5.25辞任) 堂久八(H16.5.25就任)
	(京都府)	岡田政義	岡田政義	岡田政義
	(鳥取県)	兜金俊男(H12.9.27辞任) 生越日出夫(H12.9.27就任)	生越日出夫	生越日出夫
	(島根県)	浜村幸雄(H12.5.25辞任) 井上治義(H12.5.25就任)	井上治義	藤井裕一
	(福岡県)	松野治夫	松野治夫	松野治夫
	(長崎県)		山田浩一朗	山田浩一朗
監事	(北海道)	本間修一(H12.5.25辞任) 金井関一(H12.5.25就任)	金井関一	金井関一
	(福島県)	金子武茂	金子武茂(H14.5.24辞任) 菊地勇(H14.5.24就任)	菊地勇
	(兵庫県)	寺川恒明(H12.5.25辞任) 三門良一(H12.5.25就任)	三門良一	三門良一(H16.8.24死亡) 宮本政昭(H17.2.15就任)
	(員 外)	九鬼隆正(H12.5.25就任)	九鬼隆正	張替千智

常任理事新設

全底連歴代役員名簿

任 期		平成17(2005)年5月25日～ 平成19(2007)年5月25日	平成19(2007)年5月25日～ 平成21(2009)年5月25日	平成21(2009)年5月25日～ 平成23(2011)年5月25日
役 職				
会長理事	(員 外)	今村弘二	今村弘二	大倉重信
副会長理事	(北海道)	山田邦雄	山田邦雄	山田邦雄
	(青森県)	柳谷弟吉	秋山晃一	川村嘉朗
	(兵庫県)	吉岡修一	吉岡修一	吉岡修一
	(島根県)	金坂敬	金坂敬	金坂敬
専務理事	(員 外)	大倉重信	大倉重信	
常務理事				
常任理事	(北海道)	風無成一	風無成一	風無成一
	(宮城県)	伊妻壮悦	伊妻壮悦	鈴木廣志
	(福井県)	米田清	米田清(H20.5.23辞任) 齋藤博美(H20.5.23就任)	齋藤博美
	(山口県)	福田伊勢夫(H18.5.25辞任) 宮本光矩(H18.5.25就任)	宮本光矩	宮本光矩
理事	(北海道)	砂山繁(H18.5.25辞任)	高田民雄	高田民雄
	(青森県)	福島哲男 河村桂吉	福島哲男 河村桂吉	福島哲男 河村桂吉
	(岩手県)	金澤俊明	金澤俊明	金澤俊明
	(宮城県)	小玉助勝(H18.5.25辞任) 鈴木廣志(H18.5.25就任)	鈴木廣志	高橋孝信
	(福島県)	金子武茂(H18.4.20死亡) 吉田勝男	菊地勇(H20.5.23就任) 吉田勝男	菊地勇 吉田勝男
	(茨城県)	鈴木勇	鈴木勇	高木延保
	(千葉県)	坂本雅信	坂本雅信	坂本雅信(H22.5.25辞任) 網中清勝(H22.5.25就任)
	(愛知県)	壁谷裕道	壁谷裕道	壁谷裕道
	(愛媛県)	見乗英明	井上幸信	井上幸信
	(秋田県)			藤田博英
	(新潟県)	山田俊郎	山田俊郎	山田俊郎
	(石川県)	堂久八	堂久八	堂久八(H22.2.23辞任) 筆幸友(H22.2.23就任)
	(京都府)	岡田政義(H18.5.25辞任) 川口哲也(H18.5.25就任)	川口哲也	川口哲也
	(鳥取県)	生越日出夫	生越日出夫	生越日出夫
	(島根県)	藤井裕一	藤井裕一	藤井裕一
	(福岡県)	松野治夫	松野治夫	松野治夫
	(長崎県)	山田浩一郎	山田浩一郎	山田浩一郎
監事	(北海道)	金井関一	金井関一	金井関一
	(福島県)	菊地勇	菊地勇(H20.5.23辞任) 矢吹正一(H20.5.23就任)	矢吹正一
	(兵庫県)	宮本政昭	宮本政昭	宮本政昭(H22.5.25辞任) 川越一男(H22.5.25就任)
	(員 外)	堀江喜八郎(H18.3.22就任)	堀江喜八郎	堀江喜八郎(H22.2.23辞任) 根本常男(H22.2.23就任)

全底連歴代役員名簿

役 職		任 期
		平成23(2011)年5月25日～ 平成24(2012)年3月31日
会長理事	(員 外)	大倉重信
副会長理事	(北海道)	山田邦雄
	(青森県)	川村嘉朗
	(兵庫県)	吉岡修一
	(島根県)	金坂敬
専務理事		
常務理事		
常任理事	(北海道)	風無成一
	(宮城県)	鈴木廣志
	(福井県)	齋藤博美
	(山口県)	宮本光矩
理事	(北海道)	高田民雄
	(青森県)	河村桂吉
	(岩手県)	金澤俊明
	(宮城県)	高橋孝信
	(福島県)	菊地勇 吉田勝男
	(茨城県)	高木延保
	(千葉県)	網中清勝
	(愛知県)	壁谷裕道
	(愛媛県)	井上幸信
	(秋田県)	藤田博英
	(新潟県)	山田俊郎
	(石川県)	筆幸友
	(京都府)	川口哲也
	(鳥取県)	生越日出夫
	(島根県)	藤井裕一
	(福岡県)	松野治夫
	(長崎県)	山田浩一朗
監事	(北海道)	金井関一
	(福島県)	矢吹正一
	(兵庫県)	川越一男
	(員 外)	根本常男

全底連歴代役員名簿

任 期		平成24(2012)年4月1日～ 平成25(2013)年5月24日	平成25(2013)年5月24日～ 平成27(2015)年5月28日	平成27(2015)年5月28日～ 平成29(2017)年5月30日
役 職	会 長	(員 外) 大倉重信		富岡啓二
	理 事	(兵庫県)	吉岡修一	
副会長	理 事	(北海道) 山田邦雄	山田邦雄	山田邦雄
		(兵庫県) 吉岡修一		吉岡修一(H28.5.17死亡)
専務	理 事	(員 外)	富岡啓二(H26.5.23就任)	
	理 事	(北海道)	風無成一	
		(青森県)	川村嘉朗	川村嘉朗
		(宮城県)	鈴木廣志	鈴木廣志
		(千葉県)		網中清勝
		(秋田県)		藤田博英
		(福井県)	齋藤博美	齋藤博美
		(山口県)	宮本光矩	宮本光矩(H28.4.9死亡)
		(島根県)	金坂敬	金坂敏弘(H28.5.30就任)
		(長崎県)	山田浩一朗	山田浩一朗
監 事		(北海道)	金井関一	金井関一
		(福島県)	矢吹正一	高橋善七(H29.4.29死亡)
		(兵庫県)	川越一男	
		(鳥取県)		船本源司
	(員 外)	根本常男	根本常男	根本常男

一般社団法人へ移行：平成24(2012)年4月1日

全底連歴代役員名簿

任 期		平成29(2017)年5月30日～ 令和元(2019)年6月6日	令和元(2019)年6月6日～ 令和3(2021)年6月7日	令和3(2021)年6月7日～
役 職	会 長	(員 外) 富岡啓二	富岡啓二	富岡啓二
	副会長	(北海道) 山田邦雄	山田邦雄(R1.6.17死亡) 風無成一(R2.7.21就任)	風無成一
		(兵庫県) 川越一男	川越一男	川越一男
専務				
理 事		(青森県)	川村嘉朗	川村嘉朗
		(宮城県)	鈴木廣志	鈴木廣志
		(千葉県)	網中清勝	網中清勝
		(秋田県)	藤田博英	
		(青森県)		嶋元武信
		(福井県)	齋藤博美(R2.7.21辞任) 中野良一(R2.7.21就任)	中野良一
		(島根県)	金坂敏弘	金坂敏弘
		(長崎県)	山田浩一朗	山田浩一朗
監 事		(北海道)	金井関一	金井関一
		(福島県)	菊地昌博	高橋通
		(鳥取県)	船本源司	船本源司
	(員 外)	根本常男	根本常男	根本常男

会 員 名 簿

会 員 名 簿

(1) 正会員(22)

2022. 6. 6

会 員 団 体	代 表 者	所 在 地	事務局電話
			事務局FAX
北海道機船漁業協同組合 連合会	代表理事長 風無 成一	札幌市中央区北4条西6-1 毎日札幌会館 〒060-0004	011(231)9281
			011(251)1352
青森県機船底曳網漁業 連合会	会 長 理 事 川村 嘉朗	八戸市鮫町日ノ出町10番地 〒031-0841	0178(33)2171
			0178(33)2173
岩手県底曳網漁業協会	会 長 理 事 金澤 俊明	宮古市鯉ヶ崎上町3-18 〒027-0006	0193(62)6067
			0193(64)2688
宮城県沖合底びき網漁業 協同組合	代表理事組合長 鈴木 廣志	石巻市魚町2-12-3 石巻市水産総合 振興センター内209号 〒986-0022	0225(93)8795
			0225(93)8796
宮城県近海底曳網漁業 協同組合	代表理事組合長 阿部 幸一	塩釜市新浜町1-11-15 〒985-0001	022(367)5866
			022(367)5774
福島県機船底曳網漁業組合 連合会	会 長 理 事 高橋 通	いわき市中央台飯野4-3-1 県漁連内 〒970-8044	0246(28)9335
			0246(28)9330
茨城県沖底協会	会 長 高木 延保	北茨城市平潟町605番地先 平潟漁業協同組合内 〒319-1701	0293(46)1131
			0293(46)6411
波崎底曳網漁業経営者 協議会	会 長 齋藤 良助	神栖市波崎新港9番地 はさき漁協内 〒314-0407	0479(44)1122
			0479(44)3020
銚子市漁業協同組合 底曳部会	部 会 長 君野 喜好	銚子市川口町2丁目6528 魚市場内 〒288-0001	0479(22)3200
			0479(24)9605
愛知県沖合底びき網漁業 協会	会 長 牧原 有保	名古屋市中区丸ノ内3-4-31 水産会館 〒460-0002	052(971)3501
			052(971)3546
八幡浜漁業協同組合	代表理事組合長 福島 大朝	八幡浜市大黒町5丁目1522番地18 〒796-0083	0894(22)2811
			0894(24)1615
秋田県沖合底曳網漁業 協議会	会 長 藤田 博英	秋田市土崎港西1-5-11 秋田県漁協内 〒011-0945	018(845)1311
			018(846)5039
山形県機船底曳網漁業 協議会	会 長 飛塚 裕実	山形県酒田市船場町二丁目2番1号 山形県漁協内 〒998-0036	0234(24)5612
			0234(22)6455
新潟県機船底曳網漁業協会	会 長 山田 俊郎	新潟市中央区万代島4-1 〒950-0078	025(244)6181
			025(244)6188
石川県底曳網漁業組合	代表理事組合長 橋本 勝寿	金沢市無量寺町ヲ51番地 石川県漁業協同 組合かなざわ総合市場 〒920-0332	076(268)1101
			076(267)3768
福井県底曳網漁業協会	会 長 理 事 中野 良一	福井市大手2-8-10 水産会館 〒910-0005	0776(23)3666
			0776(27)1128
一般社団法人 京都府 機船底曳網漁業連合会	代 表 理 事 岡田 政行	舞鶴市下安久無番地 漁連内 〒624-0914	0773(77)2202
			0773(76)5667
兵庫県機船底曳網漁業協会	会 長 川越 一男	美方郡香美町香住区境1126-5 兵庫県漁連但馬支所内 〒669-6541	0796(36)1123
			0796(36)3662
鳥取県沖合底曳網漁業協会	会 長 船本 源司	鳥取市賀露町西4丁目1806番地 鳥取県漁業協同組合内 〒680-0908	0857(28)0111
			0857(28)7060

会 員 団 体	代 表 者	所 在 地	事務局電話
			事務局FAX
一般社団法人 島根県機船 底曳網漁業連合会	代 表 理 事 金坂 敏弘	浜田市原井町3025 J F しまね浜田支所内 〒697-0017	0855(22)1576
			0855(22)1194
山口県以東機船底曳網漁業 協同組合	代表理事組合長 宮本 洋平	下関市大和町1-16-1 下関漁港ビル118号 〒750-0067	083(266)4433
			083(261)4487
一般社団法人 長崎県以西底曳網漁業協会	代 表 理 事 山田 浩一朗	長崎市京泊3-3-1 関連商品売場棟B-20 山田水産(株)内 〒851-2211	095(850)4300
			095(850)4357

(2) 准会員 (5)

有限会社祐生漁業部 祐生丸	代 表 取 締 役 中村 和生	島根県大田市静間町188番地51 〒694-0031	0854(84)5182
			0854(84)5671
有限会社明神漁業	代 表 取 締 役 小川 満治	島根県松江市島根町多古413番地 〒690-1213	0852(85)2537
			0852(85)2537
有限会社富喜丸水産	代 表 取 締 役 加納 富士夫	島根県隠岐郡隠岐の島町栄町67番地 〒685-0011	08512 (2) 2986
			08512 (2) 3006
株式会社 甚昇	代 表 取 締 役 石倉 一子	三重県北牟婁郡紀北町長島1172番地 〒519-3205	0597(47)0167
			0597(46)3223
有限会社祐生漁業部 第1長幸丸	代 表 取 締 役 中村 和生	島根県大田市静間町188番地51 〒694-0031	0854(84)5182
			0854(84)5671

沖合底びき網漁業道府県別許認可隻数の推移

沖合底びき網漁業道府県別許認可隻数の推移

	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984
北海道	242	239	237	234	226	224	229	226	221	208	205	204	198	198	161	161	161	161	161	161
青森県	65	65	65	55	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49	42	42	42	42	42	42
岩手県	32	31	29	28	29	30	31	31	31	31	31	31	30	30	31	31	31	31	31	30
宮城県	58	58	57	48	47	47	46	46	46	49	48	48	51	51	44	44	44	40	39	39
福島県	56	49	46	43	40	38	36	36	35	32	32	32	29	29	29	29	29	28	28	28
茨城県	31	30	29	29	29	27	26	25	25	23	22	22	21	21	21	21	19	19	19	19
千葉県	39	39	36	36	36	35	31	31	30	29	28	28	27	27	27	27	27	27	27	27
静岡県	1	1																		
愛知県	25	25	23	22	21	20	16	15	15	15	15	15	14	13	13	13	13	13	12	12
三重県	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	2	2	2	1	1	1	1	1	1
和歌山県	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
徳島県	15	15	15	15	15	14	12	11	12	10	8	8	7	7	7	7	7	7	7	7
高知県	19	19	17	16	16	16	14	13	12	10	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7
愛媛県	14	11	11	9	9	9	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
大分県	8	8	8	6	6	6	6	6	6	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
宮崎県	8	8	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
鹿児島県	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
秋田県	45	44	42	41	40	40	37	35	35	33	33	32	34	34	34	34	34	33	32	32
山形県	6	4	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
新潟県	9	9	8	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	3	3	3	3	3
富山県	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	11	10	10	10	9	9	9	9	9
石川県	69	66	62	62	63	58	54	50	47	47	44	43	40	40	40	40	40	40	40	40
福井県	34	32	29	29	29	29	29	28	28	28	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
京都府	6	3	3	3	3	3	3	3	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
兵庫県	94	98	99	99	99	100	99	100	98	98	100	101	101	101	100	99	98	98	98	96
鳥取県	62	62	62	63	62	60	59	59	59	59	59	58	58	58	58	57	57	57	56	56
島根県	102	102	100	99	99	97	97	90	90	90	90	90	90	90	89	87	87	87	87	87
山口県	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36
福岡県	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	8	8	8	8	8	8
佐賀県	4	4	4	4	4	6	6	6	8	8	6	6	6	6	4	4	4	4	4	4
計	1,113	1,091	1,059	1,024	1,005	990	970	950	940	911	896	890	874	873	816	810	807	801	797	794

	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
北海道	161	161	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	77	65	59	55	55	55
青森県	42	42	30	30	30	30	30	30	30	30	30	29	29	29	28	25	25	25	25	24
岩手県	28	27	27	27	24	24	24	23	23	23	22	21	21	20	20	18	17	16	16	15
宮城県	39	39	33	33	33	32	32	36	36	33	43	43	34	34	35	34	35	33	33	33
福島県	28	36	49	49	49	49	49	82	79	76	61	60	54	54	53	53	53	54	53	54
茨城県	19	18	18	18	16	16	16	12	12	12	12	9	7	7	7	7	6	5	5	4
千葉県	27	20	20	20	20	20	20	18	18	18	11	9	9	9	8	8	7	7	7	7
静岡県													1	1	1	1	1	1	1	1
愛知県	12	12	12	12	12	12	11	10	10	9	6	6	4	4	4	3	3	3	3	3
三重県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1	1	1	1	1
和歌山県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
徳島県	7	5	5	5	5	5	5	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2
高知県	7	7	7	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	4	4	4	5	5	5
愛媛県	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	10	10	10	8	8	8
大分県	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
宮崎県	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
鹿児島県	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
秋田県	32	31	20	20	20	20	19	19	18	13	13	13	13	13	13	13	14	14	14	14
山形県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
新潟県	3	3	16	16	15	15	15	12	12	11	11	8	7	7	7	7	5	5	5	4
富山県	9	6	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	2	1	1	1	1	1	1	1
石川県	40	40	38	38	38	37	36	33	33	33	31	31	31	31	30	30	30	25	25	23
福井県	29	29	28	28	27	27	27	28	28	28	29	29	29	29	29	29	28	27	27	27
京都府	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2
兵庫県	96	95	94	92	88	86	83	78	78	70	67	65	65	66	65	63	62	61	61	62
鳥取県	57	57	56	57	56	53	51	49	49	47	47	45	43	40	39	37	37	32	32	29
島根県	86	83	76	76	68	68	68	48	48	42	36	34	30	30	28	28	26	22	24	22
山口県	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	32	32	32	32	32	30	30	28	26	26
福岡県	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2
佐賀県	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2										
長崎県																				
計	792	781	692	691	670	663	655	650	646	612	576	559	529	525	507	483	470	442	441	432

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
北海道	52	51	51	51	48	48	48	47	47	47	43	41	40	40	40	40	40	36
青森県	24	24	24	24	23	23	23	22	22	22	19	19	19	19	17	15	15	14
岩手県	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	12	12	12	12	12	12	12	12
宮城県	33	34	35	35	35	33	30	28	28	28	26	26	25	25	25	24	23	24
福島県	51	49	45	45	43	43	43	41	40	40	40	40	39	39	39	39	37	36
茨城県	4	4	5	5	7	7	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	9	9
千葉県	7	7	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
静岡県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
愛知県	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
三重県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
和歌山県	1	1	1	1														
徳島県	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
高知県	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3	2
愛媛県	6	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
大分県																		
宮崎県	4	2	2	2	2	1	1											
鹿児島県	2																	
秋田県	14	14	14	14	14	14	14	15	15	15	15	15	15	15	15	15	14	14
山形県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
新潟県	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2
富山県	1																	
石川県	21	21	20	20	20	20	19	19	19	17	17	16	13	13	13	13	13	13
福井県	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
京都府	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	5	5	5	5	5	5	8
兵庫県	61	59	56	56	55	54	53	52	52	51	51	49	49	49	49	49	49	43
鳥取県	30	30	30	30	30	28	28	28	28	28	27	26	26	26	25	24	24	23
島根県	18	18	16	16	17	17	17	17	17	16	18	19	19	19	19	17	17	14
山口県	24	24	22	22	22	22	20	18	18	16	14	14	14	14	14	14	14	18
福岡県	2	2	2	2	2	2	2	2	2									
佐賀県																		
長崎県								2	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4
計	414	403	391	391	387	379	372	366	365	359	347	344	338	338	334	327	324	314

もうかる漁業・がんばる漁業の取組状況

もうかる・がんばる漁業の取組状況（2022 年 5 月現在）

道府県	事業名	プロジェクト運営者	地区	事業実施者	認定日	船名	実証期間	タイプ	終了	実施中
北海道	もうかる	北海道機船漁業協同組合連合会	室蘭	室蘭漁業協同組合	2007. 09	第 11 萬漁丸	2008. 09～2009. 08	改革型		
						第 72 萬漁丸	2009. 09～2012. 08	改革型		
			小樽	小樽機船漁業協同組合	2008. 07	第 81 桂丸	2010. 02～2013. 01	改革型		
					2015. 02	4 隻	2015. 04～2018. 03	経営多角型		
青森県	もうかる がんばる	青森県漁業協同組合連合会 岩手県底曳網漁業協会	釧路	釧路機船漁業協同組合	2009. 10	第 15 富丸	2010. 09～2013. 08	改革型		
			稚内	稚内機船漁業協同組合	2012. 10	第 71 永伸丸	2013. 10～2016. 09	改革型		
					2015. 02	5 隻	2015. 04～2018. 03	経営多角型		
			深浦	深浦漁業協同組合	2011. 08	第 29 豊漁丸	2013. 09～2015. 08	改革型		
			宮古	宮古漁業協同組合	2012. 03	第 5・8 欣栄丸	2012. 07～2015. 06	新船導入型		
					2013. 02	第 11・111 勝運丸	2014. 04～2017. 03	新船導入型		
宮城県	もうかる がんばる	岩手県底曳網漁業協会 宮城県漁業協同組合 宮城県沖合底びき網漁業協同組合	宮古	宮古漁業協同組合	2015. 01	第 53・58 稲荷丸	2017. 09～2019. 08	新船導入型		
					2016. 05	第 8・18 豊富丸	2018. 02～2021. 01	改革型		
			石巻①	渡波漁船漁業協同組合	2012. 12	第 3 福寿丸	2013. 02～2015. 01	新船導入型		
			石巻②	宮城県沖合底びき網漁業協同組合	2012. 08	10 隻	2012. 09～2015. 08	既存船活用型		
福島県	もうかる	福島県漁業協同組合連合会 千葉県水産振興公社	相馬		2015. 12	9 隻	2016. 04～2019. 03	既存船活用型		
						第 37 八興丸	2017. 02～2020. 01	新船導入型		
					2020. 3	12 隻	2020. 09～2025. 08	既存船活用型＋新船導入型		
					2019. 07	23 隻	2020. 09～2025. 08	生産回復型		
千葉県	もうかる	千葉県水産振興公社	銚子	福島県漁業協同組合連合会	2008. 02	雷丸	2008. 06～2011. 05	改革型		
				銚子市漁業協同組合	2010. 12	第 1 吉代丸	2012. 06～2015. 05	改革型		
					2015. 02	利早丸、第二仲吉丸	2016. 09～2019. 08	改革型		
					2015. 02	寿丸	2015. 09～2018. 08	改革型		
愛知県	もうかる	蒲郡漁業協同組合	蒲郡	蒲郡漁業協同組合	2015. 02	圓生丸	2013. 10～2016. 09	改革型		
福井県	もうかる	福井県漁業協同組合連合会	越前	越前町漁業協同組合	2013. 07	光春丸	2009. 09～2012. 08	改革型		
兵庫県	もうかる	但馬漁業協同組合	柴山	但馬漁業協同組合	2009. 07	西善丸	2010. 09～2013. 08	改革型		
						鶴松丸	2015. 09～2018. 08	改革型		
				香住	2015. 02	長勢丸	2009. 09～2012. 08	改革型		
				浜坂	2018. 03	幸栄丸	2018. 09～2021. 08	改革型		
		兵庫県漁業協同組合連合会	但馬	兵庫県漁業協同組合連合会	2019. 03	第一幸栄丸	2020. 09～2023. 08	資源管理・労働環境改善型		
						登代栄丸	2021. 09～2024. 08	資源管理・労働環境改善型		
						富美丸	2023. 09～2026. 08	資源管理・労働環境改善型		
						第 3 生洋丸	2008. 09～2011. 08	改革型		
鳥取県	もうかる	鳥取県漁業協同組合	賀露	鳥取県漁業協同組合	2008. 01	第 1 正東丸	2011. 09～2014. 08	改革型		
					2010. 03	平成丸	2011. 04～2014. 03	改革型		
					2010. 03	祥鳳丸	2016. 09～2019. 08	改革型		
				網代	2015. 08			改革型		

道府県	事業名	プロジェクト運営者	地区	事業実施者	認定日	船名	実証期間	タイプ	終了	実施中
島根県	もうかる	浜田市水産業振興協会	浜田	漁業協同組合 JF しまね	2011.08	第 5・6 あげぼの丸	2013.04～2015.03	マイルド型	○	○
				島根県機船底曳網漁業連合会	2022.04	第 11・12 あげぼの丸	2023.08～2026.07	改革型		
山口県	もうかる	山口県以東機船底曳網漁業協同組	下関	山口県以東機船底曳網漁業協同組	2011.06	第 3・5 やまぐち丸	2012.04～2015.03	改革型	○	
長崎県	もうかる	長崎県以西底曳網漁業協会	長崎	長崎県以西底曳網漁業協会	2016.05	第 1・2 長運丸	2016.10～2018.09	マイルド型	○	

＜認定案件＞34 件（もうかる：26 件 がんばる：8 件）・13 道府県・22 地域・105 隻（うち新船建造 48 隻（予定含む））

年 表

年表

年	社 会	水 産 界	底曳網業界
1945 (昭和20年)	- 日本ポツダム宣言受諾、終戦 - ソ連、全千島の領有布告 - マッカーサー最高司令官、5大改革を指令 - 国連憲章発効(国際連合成立) - GHQ、財閥解体を指令	- GHQ、日本の漁業及び捕鯨業の許可された区域に関する覚書 - 漁船登録規則制定	
1946 (昭和21年)	- 食料緊急措置令 - 金融緊急措置令(新円切り替え) - 新選挙法による第1回総選挙実施 - 日本国憲法公布(1947.5.3施行)	(社)日本缶詰協会設立 - GHQ、漁船建造許可 - 中央水産業会、漁業制度改革案発表	以東底曳、以西底曳及びトロールの許認可方針決定
1947 (昭和22年)	- 第1回知事・市区町村選挙を実施 - 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律公布 - 地方自治法公布 - 第1回参議院議員選挙実施 - 改正民法公布	- 農林省、漁業制度改革第1次案を発表 - 中央水産業会、閉鎖機関に指定される	以東底曳の許可権限が大臣に戻る
1948 (昭和23年)	- 経済安定本部、経済復興5カ年計画を発表 - 大韓民主主義人民共和国成立 - 朝鮮民主主義人民共和国成立 - 極東国際軍事裁判判決 - GHQ、経済安定計画を指令	- 水産局、漁業制度改革要綱並びに漁業法改正試案を発表 - 水産庁設置法公布施行 - 水産業協同組合法公布(1949.2.15施行) - 日本定置漁業協会発足 - 日本捕鯨協会発足 (社)漁港協会設立 - 漁村経済協会発足(1950.11全国漁村経済協会に改称、全漁連の前身) - 日本底曳網漁業協会発足	- 以東底曳網漁業者連合会設立 - 日本遠洋底曳網漁業協会設立 - 山陰における以東底曳の入会問題起きる
1949 (昭和24年)	- GHQ、1ドル360円の単一為替レート設定 - ドイツ連邦共和国(西独)成立 - 国鉄三大ミスラリー事件(下山・三鷹・松山事件) - 中華人民共和国成立 - ドイツ民主共和国(東独)成立	- 第1次漁業センサス実施(以後5年毎に調査) - 米式巾着網6カ統の建造許可 - 漁業法、同施行法公布(1950.3.14施行)【漁業制度改革】 - 漁船保候協会発足 - 日本鯉鯨漁業者協会発足	- 以西底ひき網漁業及びトロール漁業の整理要綱発表(3割減船)1949.2.9整理終了 - 北海道太平洋海区における東北4県の底曳入会措置決まる
1950 (昭和25年)	- 公職選挙法(5.1施行) - 生活保護法 - 国土総合開発法(6.1施行) - 朝鮮戦争勃発(特需景気) - 警察予備隊発足	- 指定漁業取締規則制定 - 漁港法公布 - 漁船法公布(8.12施行) - 中央漁業調整審議会設置 - 漁港審議会設置 - 第1回海区漁業調整委員選挙全国179海区で実施 - 中国、はじめて日本漁船を拿捕(12.7) - 日本鯉鯨漁業協同組合連合会(日かつ連)設立	- 以東底曳網漁業総合基本対策要綱発表 - 水産資源枯渇防止法公布(以西底ひき網漁法の制限、5.20施行) - 以西底曳減船整理実施要領決定(中間漁区決定) - 北海道における小手繰漁船の中型底曳への転換実施 - 以東底曳網漁業者連合会が日本機船底曳網漁業協会に名称変更 - 北海道機船漁業協同組合連合会設立

年	社 会	水 産 界	底曳網業界
1951 (昭和26年)	・マッカーサー最高司令官解任 ・政府、新経済政策を発表 ・対日講和条約(日本を含む49カ国) ・日米安全保障条約調印 ・日本、食料農業機構(FAO)に正式加盟	・GHQ、5ポイント計画を勧告 ・日本、国際捕鯨取締条約に加入 ・日米加漁業条約仮調印 ・水産資源保護法公布(1952.6.16施行、同日に水産資源枯渇防止法廃止) ・全国水産業協同組合共済会(全水共)設立 ・全国無縁漁業協同組合連合会(全無協)設立 ・日本海洋漁業協会発足	・以東底曳の越佐海峡入会紛争起こる
1952 (昭和27年)	・農林省、食料増産5カ年計画を発表 ・GHQ廃止(日本占領終了) ・対日講和条約、日米安全保障条約発効 ・日華平和条約調印 ・メーデー事件(警官との乱闘、1,230人検挙) ・農地法公布	・李ラインの設定、日韓会談開始(漁業委員会でも李ライン問題等について協議) ・漁船損害補償法公布 ・GHQ、覚書をもって「マッカーサーライン」を廃止 ・日米加漁業条約調印 ・水協法の一部改正(全漁連設立可能となる) ・農林漁業金融公庫法公布 ・北洋漁業協同組合設立 ・日中漁業懇談会発足(のち日中漁業協議会) ・全国漁業協同組合連合会(全漁連)設立 ・漁船保険中央会設立	・GHQの指令により越佐海峡の機船底曳漁業禁止 ・51年度小型底引き網漁船減船整理計画決定(以後51～55年度に合計4,796隻、計画の54%を減船) ・以東機船底引き網漁業が中型機船底引き網漁業と小型機船底引き網漁業に分離 ・漁業法改正(小型機船底引き網漁業等を法定知事許可に)、小型機船底引き網漁業取締規則制定 ・南シナ海母船式トロール底引き網漁業取締規則制定 ・以西トロール、以西底引き漁業対策要綱施行 ・中間漁区入会調整問題起こる ・以西底引き網漁船2隻、中国に拿捕される、以降拿捕事件頻発
1953 (昭和28年)	・NHKテレビ放送を開始 ・日米友好通商航海条約調印(10.30発効) ・板門店で朝鮮休戦協定調印 ・民間放送テレビ開始 ・奄美大島、日本へ復帰 ・水俣病患者発生	・大日本水産会(1892.2.12発足)が漁業経営者連盟及び日本海洋漁業協会を統合し再発足 ・下関等6市、日中漁業対策用議会結成 ・日韓漁業問題解決促進国民大会開催 ・李ライン問題を中心とする西日本漁民総決起大会開催	・トロール漁業取締規則制定 ・以西機船底引き網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律公布・施行 ・中型機船底曳網漁業整理転換要綱発表 ・中間漁区調整問題解決する。 ・北海道の底曳禁止区域、禁止期間全面改正
1954 (昭和29年)	・日米相互防衛援助(MSA)協定調印 ・警察法公布 ・防衛庁設置法公布、自衛隊発足 ・青函連絡船洞爺丸転覆(洞爺丸台風、死者・行方不明者1,155人、最大の海難事故) ・まぐろ漁船第五福竜丸、ビキニの米水爆実験で被災	・日米加3国漁業委員会定例第1回会議開催 ・漁業転換促進要綱5カ年計画(沿岸から沖合へ、沖合から遠洋へ) ・ソ連外務次官、領海12カイリと声明 ・全国内水面漁業協同組合連合会(全内漁連)設立 ・全国漁業信用基金協議会発足	・北洋のトロール及び底引き網漁業の許可方針制定 ・母船式さけ・ます漁業の正規許可に伴い北洋独航船の底曳漁船転換が行われる ・中型機船底曳の許認可の方針整備統一される ・中型機船底曳の新漁場開発試験千島漁場にて開始
1955 (昭和30年)	・関税及び貿易に関する一般協定(GATT)加入 ・経済企画庁設置 ・原子力基本法公布 ・閣議、経済自立5カ年計画決定(この年、神武景気始まる～1957上期)	・中・ソ国交回復全国漁業者大会開催 ・日中民間漁業協定調印(北京、6.13発効) ・漁業転換促進要綱 ・全国漁業無縁協会(全無協)設立	・以西底引き網漁船の減船方式決定 ・北海道における独航船の底曳再着業措置が決定 ・中型機船底曳の他種漁業兼業化対策成る ・中型機船底曳の新漁場利用対策成る

年	社 会	水 産 界	底曳網業界
1956 (昭和31年)	・経済白書、「もはや戦後ではない」と記述 ・日ソ国交回復に関する共同宣言(モスクワ) ・国連総会、日本の国連加盟を可決 ・ソ連からの最終集団帰国者1,025人を乗せた興安丸、舞鶴に入港	・ソ連、北洋における日本のさけ・ます漁業の制限措置を決定(フルガーニン・ライン設定) ・日ソ漁業条約調印 ・日中民間漁業協定、1年延長合意	・中型機船底曳の調整協議会、7海区に設置
1957 (昭和32年)	・南極に昭和基地開設 ・日米共同声明発表(日米新時代) ・政府、国民体育大会の毎年開催等を決定 ・東海村の「原子の火」灯る ・閣議、新長期経済計画を決定(この年、なべ底不況始まる～1958末)	・李ライン外で韓国に日本漁船5隻拿捕される ・第1回日ソ漁業委員会開催 ・日中民間漁業協定延長合意 ・(社)北海道水産会設立 ・(財)東京水産振興会設立	・中国、北緯27～29度に底びき漁業禁止区域設定 ・青森県機船底曳網漁業連合会設立
1958 (昭和33年)	・西欧6カ国の欧州共同体市場(EEC)発足 ・米国人工衛星の打ち上げに成功 ・日本貿易振興会(JETRO)設立 ・一万円札発行	・韓国抑留漁船乗組員300人帰還(その後622人帰還) ・漁業制度調査会設置法公布(6.5調査会発足) ・第1次海洋法国際会議ジュネーブで開催(大陸棚の天然資源に対する沿岸国の排他的権利を認める条文採択) ・国連海洋法会議で公海の定義、自由に関する条文を順次採択 ・中国、領海12カイリ宣言 ・(社)漁業信用基金中央会設立	
1959 (昭和34年)	・メートル法実施(尺貫法廃止) ・キューバ革命 ・ソ連、人類初のロケットによる月面到着に成功 ・大手炭鉱閉山続出 ・国民総生産10兆5,000億円 ・国民年金法公布 ・伊勢湾台風被害発生、死者5,041人 ・安保改正阻止デモ隊2万人国会構内に突入 ・この年所謂「岩戸景気」にわく(～60年下期)	・ブリストル湾ベニザケ漁業について日米合意 ・農林漁業基本問題調査会発足(7.7初会合) ・日本鮭鱒漁業協同組合連合会(日鮭連)設立 ・全国さんま漁業協会(全さんま)発足	
1960 (昭和35年)	・新安保条約調印(ワシントン) ・農林漁業基本問題調査会、農業の基本問題と基本対策答申 ・チリ地震津波来襲、被害家屋4万6,000戸 ・為替自由化措置を8月1日から実施と発表 ・西側20カ国、経済協力開発機構(OECD)条約に調印 ・閣議、国民所得倍增計画を決定	・第2次海洋法国際会議開催、領海問題討議 ・農林漁業基本問題調査会、初の漁業問題審議を行い、漁業部会を設置し漁業の基本問題と基本対策を首相に答申 ・韓国新政府(60.4李大統領辞任)下で、日本漁船初めて拿捕される ・第5次日韓会談予備会議で漁業及び平和ライン委員会を開く ・日本遠洋旋網漁業協同組合設立	・北洋海域への中型底びき漁業転換要綱制定(北転船第1期計画61～63年150隻)

年	社 会	水 産 界	底曳網業界
1961 (昭和36年)	・ソ連最初の人間衛星打ち上げ成功 ・室戸台風襲来、漁船大破3,300隻、被害家屋98万戸 ・災害対策基本法公布 ・GATT、関税一括引き下げ交渉を決議(ケネディ・ラウンド始まる)	・漁業制度調査会、漁業の基本的制度について対策を答申 ・漁業生産調整法、魚価安定基金法公布 ・水産庁、漁業法及び水協法改正第1次案発表 ・漁業法改憲反対全国かつお・まぐろ漁業者大会 ・全漁連、漁連・信連会長会議で真珠関係を除き、漁業法改正に基本的賛成表明 ・日かつ連を中心に、漁業法改正反対10団体で「漁業法改正対策協議会」を結成 ・10団体、漁業法改正対策協議会、改正第2次案にも反対 ・北部太平洋まき網漁業生産調整組合(北まき)設立	・以西底ひき協会、李ライン撤廃を決議 ・(社)日本遠洋底曳網漁業協会設立
1962 (昭和37年)	・東京都世界祭の1,000万都市 ・ケネディ大統領、核実験再開を指令 ・輸入自由化率を10月から88%に引き上げる ・全国総合開発計画を閣議決定 ・日中民間貿易議定書調印	・日韓漁業平和ライン委員会会議 ・漁業法の一部改正(指定漁業制度の創設など)公布(63.2.1施行) ・水産庁、漁船員労働環境改善のため居住区改善に伴う増トン措置を発表	・以西底ひき協会、李ライン撤廃を決議 ・(社)日本遠洋底曳網漁業協会設立
1963 (昭和38年)	・砂糖など35品目自由化実施、自由化率92%となる	・カナダ、65.5から漁業専管水域12カイリにすると表明 ・米上院、米国領海、大陸棚での外国漁船の操業禁止案を可決 ・日中漁業民間協定調印	・全国底曳網漁業協議会設立 ・中型機船底ひき網漁業が沖合底びき網漁業と北転船に分離
1964 (昭和39年)	・国際通貨基金(IMF)日本の8条国移行を認め為替取引制限解除される ・日本、OECDに加盟 ・東京モノレール(浜松町ー羽田空港間)開業 ・東海道新幹線、東京、大阪間開通 ・東京オリンピック大会開催	・米国、パーレット法(大陸棚漁業資源の外国漁業による採捕禁止)成立 ・第1回「漁業白書」国会へ提出 ・日韓漁業会談再開 ・全国漁業共済組合連合会(全済連)設立	・日本海ズワイガニ採捕に関する協定が締結
1965 (昭和40年)	・閣議、中期経済計画を決定 ・アメリカ空軍、北ベトナム爆撃開始 ・中国文化大革命始まる ・日韓基本条約調印(12.18発効) ・この年下半期より「いざなぎ景気」始まる(～70.7)	・ペルー、アンチヨビー漁業、資源保存で休漁と発表(ミール価格急騰) ・日韓漁業協定調印(12.18発効、これに伴い李ライン問題は解消) ・日韓民間漁業取決め締結 ・日韓漁業協定に基づく漁業に関する水域の設定に関する法律公布(12.18施行) ・日中民間漁業協定、内容を変更の上、2年延長で合意	

年	社 会	水 産 界	底曳網業界
1966 (昭和41年)	- 総人口1億人を突破(1億55万4,894人) - 建国記念の日を2月11日とする	- NZ、漁業専管水域施行 - 米国、漁業専管水域法設定(領海3カイリの外側に9カイリの専管水域) - 米国、漁業専管水域法設定(領海3カイリの外側に9カイリの専管水域) - 日韓漁業共同委員会第1回定例年次会議 - 日韓民間漁業協議初会合並びに第2回日韓民間漁業協議会開催 - 外国人の行う漁業取締に関する省令制定(韓国三洋水産の漁船10隻、築地入港に端を発し、法制定までの緊急措置)	- 日本機船底曳網漁業協会、北海道機船漁業協同組合連合会及び青森県機船底曳網漁業連合会により全国底曳網漁業連合会(全底連)設立 - 全底連に日韓漁業特別委員会(後の「東アジア漁業特別委員会」、すわいがに対策特別委員会(後の「日本海すわいがに特別委員会」)及び北洋底曳網特別委員会(後の「北転船全船主会」)等設置 - 以西底ひき船(第53海洋丸)、韓国警備船に拿捕
1967 (昭和42年)	- 閣議、経済社会発展計画を決定 - ヨーロッパ共同体(EC)成立 - 公害対策基本法公布 - 四日市ぜんそく訴訟(初の大気汚染公害訴訟)	- アルゼンチン領海200カイリ宣言 - 米国の専管水域(12カイリ)実施に伴う日米漁業協定調印 - 日中民間漁業協定、中国側から更に1年延長する旨通報 - 指定漁業の許可等の一斉更新(第1回)についての処理方針決定(9月以降逐次実施) - 中小漁業振興特別措置法公布 - 大中型まき網全国8海区域制(従来3海区) - 全国まき網漁業協議会発足	
1968 (昭和43年)	- 神通川イタイタイ病カドミウム公害病と認定 - 小笠原諸島が日本に返還される - 政府、水俣病と阿賀野川水銀中毒に公害病正式認定	- カルメーン、領海を6カイリから8カイリに拡大 - ソ連、さば調査船、伊豆神津島沖に出現 - ソ連、大陸棚に関する最高幹部会令発布 - 日中民間漁業協定1カ年延長合意 - 魚価安定基金解散 (社)全国さんま漁業協会設立	沖合底ひき網漁船の労働の省力化に関する研究会設置
1969 (昭和44年)	- 東名高速道路全通 - 新全国総合開発計画を閣議決定 - アポロ11号、人間月着陸に成功 - コメの過剰問題深刻化	- 日中民間漁業協議会、6カ月継続を通告 - 大水、かに漁業危機突破大会を開き、ソ連の一方的な大陸棚宣言は認められないと決議 - 日かつ連等24団体、船舶職員定員削減要求貫徹大会(漁業不在の船舶職員法を直せと訴える) (社)全国まき網漁業協会(全まき)設立	沖合底ひき網漁業が中小漁業振興特別措置法の業種指定を受け低利資金の融資等が開始
1970 (昭和45年)	- 日本、初の人工衛星打ち上げに成功 - 大阪で日本万国博覧会 - 閣議、新経済社会発展計画を決定	- 領海200カイリを主張する中南米9カ国、独自の領海設定権を宣言 - 日中民間漁業協定、2年延長合意 - 船舶法改正(5トン以上の漁船に同法を適用)公布(71.1.1施行) - 水質汚濁防止法(71.6.24施行) - 海洋汚染防止法公布(71.6.24施行) - 全国大型いかつり協議会発足 - 日本海沖合いかつり調整協議会発足 - 財団法人漁船海難遺児育英会設立	- 日本海ズワイガニ漁業に関する取締省令が適用、日本海ズワイガニ採捕に関する協定を改正 - 経営調査診断事業が開始

年	社 会	水 産 界	底曳網業界
1971 (昭和46年)	・環境庁設置 ・変動為替相場制へ移行(1ドル360円時代終わる) ・総理府、海洋開発審議会設置 ・新潟沖でジュリアナ号重油流出事故発生	・ジェラレオネ、領海200カイリ実施 ・海洋水産資源開発促進法公布 ・水産庁、第1次海洋水産資源開発基本方針公表(以後、5年毎に基本方針を策定) ・(社)全国大型いかつり漁業協会設立 ・(社)海外まき網漁業協会設立 ・海洋水産資源開発センター設立	・(社)全国底曳網漁業連合会(全底連)設立 ・沖底東北4県協議会(青森県、岩手県、宮城県、福島県)設置 ・宮城県沖において板びき試験操業が開始 ・永年勤務幹部乗組員表彰事業が開始 ・新漁場開発調査事業が開始
1972 (昭和47年)	・山陽新幹線開通 ・沖縄本土復帰 ・閣議、筑波研究・学園都市への移転機関を決定 ・自然環境保全法公布(73.4.12施行)	・ストックホルムの国連環境会議、商業捕鯨10年間禁止採択 ・海上交通安全法公布 ・北洋サケ・マス漁業の減船対策を閣議決定(とも補償金約20億円補助) ・瀬戸内海赤潮被害に天災融資法を発動 ・海洋水産資源開発センター、南極オキアミ企業化調査開始 ・(社)漁業情報サービスセンター設立 ・(社)日本定置漁業協会設立	
1973 (昭和48年)	・水俣病裁判、原告勝訴、9億3,000万円の損害賠償決まる ・ニクソン米国大統領、大豆、穀物の輸出規制を発表(穀物ショック) ・生活物資買占め売惜しみに対する国民生活安定緊急措置法律公布 ・第4次中東戦争起こる ・石油輸出国機構(OPEC)原油の生産削減決定(第1次石油ショック) ・石油需給適正化法、国民生活緊急措置法公布(トイレットペーパー・洗剤の買占め騒動への対応)	・第3次国連海洋法会議開幕 ・日中漁業協議会、日中間漁業協定の74.6.22までの自動延長を発表 ・厚生省、魚貝類水銀暫定規制措置発表 ・政府「水銀汚染対策会議を開き、9水域の緊急調査を決定 ・水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法公布 ・大水等、水産用石油緊急確保対策本部発足 ・(社)北洋はえなわ・さし網協会設立	
1974 (昭和49年)	・国土庁発足 ・国土利用計画法公布 ・国際協力事業団設立 ・三菱石油(株)水島製油所重油流出事故発生 ・この年、戦後初のマイナス成長、狂乱物価	・米国、海産ほ乳動物保護法制定 ・日ソ漁業協定調印(日本近海での漁船紛争防止を図る) ・日韓大陸棚協定調印 ・日中間漁業協定、6か月延長に合意 ・緊急第2次石油対策要綱閣議決定(水産業は優先I類となる)	・中小漁業振興特別措置法に基づく沖底構造改善計画が開始

年	社 会	水 産 界	底曳網業界
1975 (昭和50年)	・新幹線、博多まで開業 ・ベトナム戦争終結 ・第1回サミット(先進国首脳会議)開催 ・石油備蓄法公布 ・沖縄海洋博開幕	・アイスランド、漁業専管水域を50カイリから200カイリへ拡張 ・メキシコ、200カイリ経済水域設定 ・EC委員会、加盟国の漁業専管水域200カイリへの拡大を勧告 ・日ソ、近海漁業協定調印、損害賠償処理委員会設置等(外務省) ・日中漁業協定調印(12.22発効) ・日中漁業協議会代表団、安全操業に関する協議書に調印 ・日中民間漁業協定、6カ月延長に合意(政府間漁業協定の締結に伴い、75年末で、21年にわたる民間協定終結) ・全国漁民大会、領海12カイリ即時実施宣言等を採択	・沖底と北転の現状と問題点をとりまとめ、経営安定緊急対策要望運動を展開 ・中小漁業経営調査事業が開始
1976 (昭和51年)	・閣議、新経済5カ年計画を決定	・米国大統領、漁業保存管理法(200カイリ水域法)に署名 ・セネガル、200カイリ経済水域実施 ・ソ連、200カイリ漁業水域77年3月から実施を布告 ・漁業損害賠償処理委員会発足(日ソ間の漁業被害問題を処理) ・ソ連大型トロール船団道東沖に出現 ・日韓民間漁業協定調印(漁船の安全操業等) ・漁業再整備特別措置法公布(漁業経営再整備資金制度創設) ・漁業を守る会、中央決起集会 ・(社)全国沖合いか釣漁業協会設立 ・(財)魚価安定基金設立	・漁業再整備特別措置法に基づく沖底構造改善計画が開始
1977 (昭和52年)		・カナダ、EC、ノルウェー、グリーンランドなど200カイリ水域実施 ・米ソ両国、200カイリ漁業専管水域実施 ・仏、ポルトガル、セイスヘル、南アフリカ、200カイリ経済水域実施 ・英領セントヘレナ島、200カイリ漁業水域実施 ・日米漁業長期協定調印(11.29発効) ・ソ連、日ソ漁業条約廃棄通告(1年後に失効) ・日ソ漁業暫定協定署名(6.10発効、77年漁獲量大幅削減) ・日ソ漁業交渉、日ソソ日両国暫定協定1年延長で合意 ・日朝漁業協議会設立(民間漁業協定交渉の窓口) ・日朝民間漁業暫定合意成立 ・領海法及び漁業水域に関する暫定措置法(200カイリ漁業水域法)公布(7.1施行)(日本200カイリ時代始まる) ・国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する特別措置法公布(78.1.2施行)	・北洋底びき網漁業者危機突破大会 ・米ソ両国海域での操業規制が強化、沖底船50隻、北転船57隻が減船 ・北海道沖においてソ連海域から退去した韓国底びき網漁船との漁場競合が問題化

年	社 会	水 産 界	底曳網業界
1978 (昭和53年)	・新東京国際空港開港(成田) ・農林省、農林水産省と改称 ・日中平和友好条約北京人民大会堂で調印	・ソロモン、ギルバート、バプアニューギニア、英領アセンション島、200カイリ漁業水域実施 ・モリタニア、ニュージージラード、200カイリ経済水域実施 ・日ソ漁業協力協定及びさけ・ます漁業に関する議定書調印(ソ連は、5年間に限りさけ・ますの日本漁船による沖取りを認める) ・日米加漁業条約改定議定書調印 ・日加漁業協定調印 ・日ソ・ソ日漁業協定の年延長議定書調印 ・北海道漁民決起集会(韓国漁船操業問題の即時解決要求)	・米ソ両国海域での操業規制が強化、沖底船50隻、北転船57隻が減船、北転船はソ連海域27隻、米国海域70隻体制に ・北転船の転換対策として南氷洋沖アミ調査、我が国200カイリ水域調査事業が開始 ・ソ連水域において着底トロール禁止問題が突発、底びき漁具漁法研究協議会を設置 ・北洋3団体(全底連、日トロ協、北洋はえ縄協)のRC(米国北太平洋漁業管理委員会)対策が本格化 ・日本海西部において韓国底びき網漁船との漁場競合が激化
1979 (昭和54年)	・イラン革命起こり、国王出国(第2次石油危機発端) ・世界人口41億2,000万人と国連発表 ・政府、石油消費削減対策発表 ・東京サミット開催	・パラオ、ミクロネシア、ツバル、マーシャル諸島200カイリ漁業水域実施 ・フィリピン、オーストラリア200カイリ経済水域実施 ・台湾、領海12カイリ拡大と経済水域200カイリを宣言 ・日ソ・ソ日漁業協定延長議定書調印 ・国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法一部改正を公布(有効期限を83.6.30まで延長)	・日韓初の民間沖合底びき会議(釜山：日本海での韓国側操業の自粛申し入れ) ・沖底船合理化方策実態調査を実施
1980 (昭和55年)	・衆議院、食料自給力強化に関する決議採択 ・OPEC総会、原油価格の平均10%値上げを決定(1バレル36～41ドル)	・米国漁業促進法(ブロー法)成立 ・インドネシア、タイ200カイリ経済水域設定 ・英領ビトケアン200カイリ漁業水域実施 ・日ソ・ソ日漁業協定延長議定書調印 ・日韓水産庁長官、庁長会議で北海道周辺の韓国船操業と済州島周辺の日本船操業の自主規制措置について合意、書簡交換 ・日朝民間漁業協定の延長交渉、2年延長で合意 ・船舶のトン数の測度に関する法律公布(82.7.18施行) ・海洋開発審議会、長期展望に立つ海洋開発について答申	・特定規制水域における以西底びき網漁業の操業禁止を指示(日韓合意に基づく) ・全底連、日トロ協、北洋はえ縄協、全日海、「ブロー法案」撤回要求漁民大会 ・沖底船の推進機関馬力の適正化に係る特認措置が実施
1981 (昭和56年)	・臨時行政調査会初会合 ・神戸でポートピア開幕	・モロッコ200カイリ経済水域実施 ・水産庁、日本海で日米合同演習の際に起きたさけ・ますはえ縄漁船の被害に対し約7,000万円支出を閣議決定 ・日朝民間漁業協議会開催(漁船トラブルの防止等について協議) ・第1回豊かな海づくり大会開催(大分県鶴見町)	・政府、以西底びき網漁業の離職者救済、特定漁業指定を決定 ・米国すけとうだら洋上買魚事業開始 ・漁業再建整備特別措置法に基づく北転構造改善計画が開始 ・省エネ型漁具実用化推進事業が開始

年	社 会	水 産 界	底曳網業界
1982 (昭和57年)	・東北新幹線開業 ・上越新幹線開業 ・フオーケランド紛争	・第3次国連海洋法会議、最終議定書、国連海洋法条約を署名し閉幕 ・南極海生物資源保存条約(OCSAR)発効(日本5.12加盟) ・日米漁業協定(新)調印(83.1.1発効) ・日米水産物貿易協議(にしん輸入枠5万4,000トンに拡大で合意) ・第17回日韓漁業共同委員会定例年次会議(韓国船の違反操業解消のため監視船の増強を合意) ・日朝民間漁業取り決め、期限切れで失効	・全底連、大水、日トロ協、北洋はえ縄協、日米漁業危機突破漁民大会 ・米国プリビロフ諸島との合併事業に着手
1983 (昭和58年)	・中国自動車道全線開通 ・日本海中部地震発生(104名死亡)	・米200カイリ経済水域設定 ・NZ新漁業政策に基づき、84.10.1より外国漁船の締め出し開始を決定 ・我が国、国連海洋法条約に署名(119番目の署名となる) ・日韓両国の北海道及び済州島周辺水域での操業自主規制措置、11.1から3カ年間実施で合意	・全底連、北転船危機突破船主会開催 ・漁業技術再開事業が開始
1984 (昭和59年)	・人口が1億2,000万人を突破	・米、ゴードン・バックス・ヤング法成立(米水域内資源の米国化政策を規定) ・ソ連、200カイリ経済水域を定めた最高会議幹部会令を実施 ・ソ連、現行の日ソ漁業協力協定の84年中の廃棄を我が国に通告 ・日ソ・ソ日漁業暫定協定を統合した日ソ地先沖合漁業協定調印(12.14発効) ・海洋法条約の署名期限切れ(署名国数は159カ国) ・FAO世界漁業開発会議開催 ・日朝民間漁業暫定合意	・宮城県沖においてメロード(イカナゴ)問題が勃発、福島県及び茨城県沖にも波及 ・米国海域での操業規制が強化、北転船43隻が減船 ・日本海西部の2そうびき操業の漁具試験を実施
1985 (昭和60年)	・科学万博開幕 ・日航ジャンボ機群馬県御巣鷹山中に墜落(520人死亡) ・この年AIDSの恐怖世界に広がる	・新日ソ漁業協力協定調印(期間3年) ・大水ほか北洋出漁団体、対ソ漁業交渉危機突破緊急大会 ・日米漁業危機突破漁民大会	・北転船はソ連海域27隻、米国海域27隻体制 ・宮城県～茨城県沖のメロード操業自主規制(6月のみの操業)
1986 (昭和61年)	・男女雇用均等法施行 ・ソ連チエルノブイリ原子力発電所事故発生	・85.12.23に開始した日ソ漁業委員会第2回会議が中断し、日ソ双方の漁船が相手国200カイリ内操業が中断 ・政府、北洋漁業救済で閣僚会議を設置、北洋漁業緊急対策本部設置 ・関係漁業団体、対ソ漁業交渉危機突破全国大会、北洋漁業危機で全国大会を開催	・ソ連海域での操業規制が強化、沖底船92隻が減船 ・中小漁業労働力需要調査事業を実施

年	社 会	水 産 界	底曳網業界
1987 (昭和62年)	・東京で地価暴騰(前年比76%上昇) ・国鉄分割民営化、JR等6社発足 ・青森～八代間2,000キロの高速自動車道が連結	・第2回日米漁業協定改正交渉で、協定の一部を修正の上、2年延長で合意(12.31発効) ・日米水産物貿易協議(にしん、すけとう)で輸入枠拡大で大筋合意) ・日韓両国政府間で、自主規制措置の拡大強化について意見一致(基本的枠組みの見直しについては継続協議) ・エルニーニョでペルー沖アンチヨビー漁獲減 ・水産庁、漁業問題研究会設置 ・日朝民間漁業暫定協定再締結交渉妥結	・ハタハタ等の資源急減により秋田県9隻が減船 ・韓国アナゴ籠漁船が太平洋北区へ進出 ・ソ連海域の無償枠の着底トロールが禁止、有償枠が新設、洋上買魚事業が開始 ・漁業新技術開発事業が開始 ・沖底東北6県協議会(青森県、岩手県、宮城県、福島県の4県に茨城県、千葉県が加入)設置
1988 (昭和63年)	・青函トンネル開業 ・瀬戸大橋が開通 ・牛肉、オレンジ自由化、日米、日豪合意 ・竹下首相「ふるさと創生」全国一律1億円市町村に交付方針を決定 ・横須賀沖で自衛隊潜水艦と釣り船が衝突沈没、釣り客30人死亡	・米、日本の鯨類捕獲調査に関連し、バックウッド・マグナソン修正法に基づく対日漁獲割当の削減率を100%とすることを決定 ・マイワシ水揚げ、史上最高400万トン超 ・遊漁船業の適正化に関する法律交付(89.10.1施行) ・水産庁、漁業問題研究会最終報告	・北転船が米国海域から操業撤退、洋上買魚事業のみに
1989 (平成元年)	・昭和天皇が崩御87才、皇太子明仁親王が直ちに新天皇に即位、新元号は「平成」 ・昭和天皇の大喪の礼 ・ベルリンの壁撤廃 ・消費税実施(3%) ・日経平均株価大納会で3万8,915円、史上最高 ・環境省、88年度生物モニタリング調査結果を発表(瀬戸内海、東京湾、大阪湾等で、TBTによる魚介類の汚染)	・日米漁業協定、2年間延長について政府間合意 ・南太平洋フォーラム首脳会議、南太平洋における流し網漁業の即時中止要求を決議(タラワ宣言) ・国連会議、大規模流し網漁業に関する国連決議を全会一致で採択	・永年勤続会員幹部職員表彰事業が開始 ・日本海西部において韓国パイ籠漁船が進出
1990 (平成2年)	・東西両ドイツ統一 ・天皇即位の礼 ・この年バブル崩壊	・我が国漁船による南太平洋での流し網漁業を90.11～91.3の漁期から停止することを南太平洋の13国に通知 ・運輸省、船員法施行規則一部改正(外国人船員の日本漁船混乗を可能にする)	・隠岐北方ズワイガニ漁場に沈船漁礁、浜田沖ズワイガニ漁場にコンクリートブロック漁礁が設置 ・選択トロール網技術開発事業が開始 ・沖底船員不足実態調査を実施、乗組員不足は全国規模に ・宮城県沖のメロード操業全面禁止 ・宮城県沖の板びき操業が本許可に ・ソ連海域の有償枠のスケソウダラ操業の着底トロールが禁止 ・米国のスケトウダラ洋上買魚ゼロ
1991 (平成3年)	・米国の主軸の多国籍軍がイラク軍に対し攻撃開始(湾岸戦争) ・長崎県雲仙普賢岳東斜面で大規模な火砕流が発生 ・ソ連の11共和国が独立国家共同体を創立、ソ連邦解体、ロシア共和国成立 ・この年、平成不況始まる	・日米漁業協定失効 ・北太平洋さけ・ます新条約に関する4ヶ国会議開催、新条約の各条文内容決定 ・第46回国連総会において、公海大規模流し網漁業を92年12月末までにモラトリアムにすること等を決議	・全底連、ソ連タリルイバ(極東漁業生産公団)と契約、北転船10隻が共同事業で抱卵すけとうたら操業 ・資源管理型構造再編事業により島根県20隻減船、次年度以降各地区で実施(秋田県、宮城県、茨城県、千葉県)

年	社 会	水 産 界	底曳網業界
1992 (平成4年)	・住専7社債務約14兆円と判明 ・PKO部隊の自衛隊、呉から出発 ・銀行不良債権、12兆3,000億円	・日米漁業協議委員会設立の口上書交換 ・北太平洋さけ・ます新条約に日、米、加、ロシア4ヶ国が署名 ・第5回ペーリング公海漁業関係国会議開催、93～94年の2年間の期限を設け、各国が自主的に操業を中止すること等に合意 ・北太平洋海洋科学機関(PICES)発足(北太平洋の公海漁業に関する条約が失効したことに伴う措置) ・日韓両政府間で、自主規制措置の拡大強化に係る書簡の交換(基本的枠組みの見直しについては継続審議) ・国連環境開発会議(UNCDE)開催、公海漁業資源問題に関する国連主催の政府間会議を開催すること等を盛り込んだ「アジェンダ21」(リオ宣言)等採択	・沖底総合対策事業(モデル化事業)が開始 ・国際漁業再編対策により北転船が21隻減船
1993 (平成5年)	・EC12ヶ国単一市場発足 ・ウルグワイ・ラウンド最終案採択	・北太平洋さけ河性魚類保存条約、北太平洋さけ河性魚類委員会(NPAPFC)設置	・中央漁業就業者確保育成事業事業に参画 ・海底環境保全型民網技術開発事業が開始 ・漁法変更検討委員会(2艘から1艘うびき化)設置 ・北転船がペーリング公海で操業自粛
1994 (平成6年)	・製造物責任法(PL法)が成立 ・関西空港が開港 ・この年、不況長期化始まる	・国連海洋法条約発効(60番目ガイアナの批准による) ・中央ペーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約に署名	・特定再編により山口県、福岡県、佐賀県の3県8隻が減船 ・銚子沿岸漁船との調整問題により他県沖底船の千葉県海面での操業自粛
1995 (平成7年)	・世界貿易機構(WTO)発足 ・阪神淡路大震災、死者6,425人、家屋全壊11万棟余 ・宮田地下鉄でサリン事件発生 ・東京外国市場、1ドル79円75銭	・ペーリング公海漁業条約署名国会議 ・内閣外政審議室に海洋法準備担当室設置。	・沖底新操業形態実証化事業が開始 ・特定再編により新潟県で3隻が減船 ・海洋法対策特別特別委員会を設置、要望書を取りまとめ水産庁、外務省、内閣外政審議室に要請
1996 (平成8年)	・「海の日」制定 ・堺市小学校でO-157集団中毒 ・ペルー日本大使公邸を左翼テロリストが襲撃 ・この年、携帯電話急増	・第1回中央7ペーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約年次会議、97年におけるすけとうだらの漁獲可能水準を0にすること等を決定 ・国連持続可能開発委員会第4回会合開催(漁獲削減目標の設定、その他漁業規制問題のFAOへの付託等に関する協議) ・国連海洋法条約が我が国について発効、関係法施行(第137回国会において国連海洋法条約、締結承認) ・排他的経済水域及び大陸棚に関する法律施行 ・排他的経済水域における漁業に関する主権的権利の行使に関する法律施行 ・海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行 ・海洋水産資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部改正、97年以降の漁獲可能量制度の対象魚種(6魚種)を指定	・漁業新技術開発事業が開始 ・漁獲管理情報処理システム開発事業が開始

年	社 会	水 産 界	底曳網業界
1997 (平成9年)	- 消費税率5%に引き上げ - 香港、中国に返還され「1国2制度」による香港特別行政区の成立を宣言 - 京都で地球温暖化防止会議 - 所得税など2兆円減税 - この年、更に不況深刻化 - ロシアタンカー「サホトカ号」隠岐島沖で沈没、重油大量流失、福井、石川等の海岸各地に漂着	- 総漁獲可能量(TAC)制度運用開始 - 水産庁、水産基本政策検討会設置 - TAC制度対象種にするめいかを追加(98年以降) - 新日中漁業協定署名(東シナ海に広大な中間水域、暫定措置水域が設定)	- スケトウダラ(太平洋、日本海、オホーツク海)、ズワイガニ(日本海西部、日本海北部、オホーツク海、太平洋北部)TAC協定を締結、TAC協定委員会設置 - 新漁業管理制度実施モデル化事業が開始 - 底びき網漁業総合経営対策事業が開始
1998 (平成10年)	- 第18回オリンピック冬季競技大会が長野市で開幕 - 北朝鮮が発射したミサイル・テポドンが日本を超え太平洋上に落下 - 大蔵省、全国の銀行の不良債権は76兆7,080億円と発表	- 日韓漁業協定の終了を韓国に通知 - 新日韓漁業協定署名(日本海及び東シナ海に広大な暫定水域が設定) - 日かつ連、国際減船で80経営体132隻の減船を決める	- 北転船の操業区域は遠洋トロールと統合され、名称は遠洋トロールに - 福島県(相馬)所属沖底船の千葉県海面操業に係る協定調印 - スルメイカTAC協定を締結、TAC協定委員会設置 - 漁業者と研究者の意見交換会が開始 - 基幹漁業総合再編推進事業により北海道10隻減船 - 日韓漁業問題に関する特別決議
1999 (平成11年)		- 新日韓漁業協定発効 - 水産庁、我が国周辺の過剰漁獲勢力量の削減策として42魚種80系群の資源回復のために79万トン削減する必要があると発表	- 基幹漁業総合再編推進事業により北海道11隻、青森県3隻減船 - 日韓基金により漁場機能維持管理事業(海底清掃)が開始 - 漁獲可能量管理緊急高度化普及事業が開始 - 漁獲物海中還元等実証調査事業が開始 - 近海漁船の合理化システム開発事業が開始 - 初めて沖底漁業者が外国人技能実習制度を利用(千葉県)
2000 (平成12年)	- 九州・沖縄サミット開催 - 介護保険制度が始まる - 雪印集団食中毒発生、被害者13,420人	- 新日中漁業協定発効 - 水産庁、水産基本政策大綱と改革プログラムを発表	- ジャパン・インターナショナルシーフードショー、農林水産祭に全底連、北海道機船連共催でスケトウダラ鮮魚流通に関する普及宣伝活動を実施 - 基幹漁業総合再編事業により北海道6隻減船、これにより留萌地区が全船廃業 - 日韓暫定水域に係る日韓民間漁業者団体間協議が開始 - 日韓基金により新潟県1隻、石川県1隻、福井県1隻減船 - 新漁業生産システム構築実証化事業(山口県：翌年度に山口丸を用船)が開始 - 漁獲可能量協定対応漁業共済基盤強化事業が開始 - 日韓民間漁業者団体間協議において暫定水域(隠岐北方水域の極一部)の交代利用合意

年	社 会	水 産 界	底曳網業界
2001 (平成13年)	・米国同時多発テロ事件発生 ・中央省庁再編	・水産基本法制定 ・広域漁業調整委員会の設置	・以西底びき網漁業が全底連に加入、以西底びき網漁業部 会設置 ・日中基金により漁場機能維持管理事業(海底清掃)が開始 ・基幹漁業総合再編推進事業により北海道4隻減船 ・日韓基金により9隻減船(石川県、福井県、鳥取県)
2002 (平成14年)	・北朝鮮から拉致被害者5人が帰国 ・バリエ島爆弾テロ事件、モスクワ劇場占拠事件発生	・水産基本法に基づき「水産基本計画」が策定 ・承認漁業(小型底びき網漁業)に係るズワイガニTAC管理 が大臣から知事管理に移行	・ロシアオホーツク海域での外国漁船操業禁止措置、Ⅲ区 (東カラフト)及びⅣ区(ニ文岩)の沖底無償枠が廃止 ・指定漁業等の許可等の一斉更新において、適格性基準 の整備、沖底のトビ数階層が11から4階層に簡素化、下限は 15トビ以上に統一、各階層毎の馬力の上限定、陸揚港の 届出に係る知事同意が不要に、以西のトビ数階層が2から1 階層に一本化、馬力の上限定、漁法は「2そうびぎ及び 1そうびぎ」に統一 ・日本海西部のアカガレイ(ズワイガニ)資源回復計画が公 表 ・日韓基金により石川県1隻、山口県2隻減船 ・新漁業生産システム構築実証化事業(北海道小樽地区: 新世丸)に着手
2003 (平成15年)	・イラク戦争勃発		・基本対策委員会及び技術委員会設置 ・太平洋北部の沖合性レイ類資源回復計画、日本海北部 のマガレイ・ハタハタ資源回復計画が公表 ・資源回復計画推進事業により7隻の沖底船に選択網を導 入、青森県1隻減船 ・日韓基金により新潟県1隻、石川県2隻減船 ・漁船リース推進事業により鳥取県1隻が事業開始
2004 (平成16年)	・新潟中越地震、スマトラ島沖地震発生 ・台風の日本への上陸、接近多数	・水産庁、漁船漁業構造改革推進会議による「漁船漁業の 構造改革に向けての提言」中間とりまとめ公表	・宗谷海峡イカナゴ資源回復計画、ヤリイカ太平洋系群(南 部)資源管理計画が公表 ・資源回復等推進事業により北海道2隻、島根県2隻、愛媛 県4隻減船 ・日韓基金により石川県1隻、島根県2隻、山口県2隻、日中 基金により長崎県5隻減船 ・漁船リース推進事業により鳥取県3隻が事業開始 ・水産業構造改革加速化技術開発事業(かけまわし漁具位 置表示システム、高付加価値化技術等)が開始
2005 (平成17年)	・中国の水産物輸入量、日本を抜いて世界一に ・郵政民営化関連法案成立 ・JR福知山線脱線事故発生		・資源回復等推進事業により石川県1隻減船 ・北海道機船漁業経営支援協議会が設置 ・八戸沖における小型イカ釣り漁船との競合が激化 ・漁船リース推進事業により鳥取県1隻が事業開始

年	社 会	水 産 界	底曳網業界
2006 (平成18年)		・水産物の「買い負け」が顕在化	・日本海西部・九州西海岸底びき網漁業(2そうびき)包括的資源回復計画が公表 ・資源回復等推進事業により島根県2隻、山口県2隻減船 ・作業環境改善のための無補充大型化が適用(オーニング) ・省エネルギー技術導入促進事業(抵抗低減漁具等)が開 ・大型クラグ被る被害防止緊急総合対策事業により海上駆除事業を実施 ・エネルギー使用合理化事業者支援事業(NEDO)により北海道1隻の建造着手
2007 (平成19年)	・能登半島地震、新潟中越沖地震発生 ・「海洋基本法」制定		・スケトウダラ日本海北部系群資源回復計画が公表 ・指定漁業の許可等の一斉更新において、適格性基準の厳格化、違反常習船へのVMS設置、ILO条約基準に則した設備基準の見直し ・担い手代船取得支援リース事業により北海道1隻が事業開始 ・エネルギー使用合理化事業者支援事業(NEDO)により北海道2隻、宮城県1隻の建造着手 ・漁業構造改革総合対策事業により北海道(室蘭:新船2隻)の改革計画が認定 ・日中対策事業において東シナ海における漁場形成状況調査事業が開始
2008 (平成20年)	・バラク・オバマが黒人初のアメリカ大統領に就任 ・リーマンショック発生	・燃油緊急対策を求め東京で漁業者全国集会在開催され、全国の漁船が一斉休漁を実施、省燃油操業実証事業が開始	・漁業構造改革総合対策事業により北海道(小樽:改革型1)、千葉県(銚子:改革型1隻)、鳥取県(賀露:改革型1隻)の改革計画が認定 ・エネルギー使用合理化事業者支援事業(NEDO)により北海道4隻の建造着手
2009 (平成21年)	・民主、社民、国民3党による鳩山内閣誕生 ・裁判員制度スタート	・国連総会で「脆弱な海洋生態系及び深海漁業資源に関する、暫定的な停止を検討すること」が採択され、天皇海山海域において11～12月の2カ月間禁漁	・スルメイカTACの大臣管理漁業間の配分に係る覚書を締結 ・エネルギー使用合理化事業者支援事業(NEDO)により北海道4隻の建造着手 ・大型クラグ被る被害防止緊急総合対策事業により海上駆除事業を実施 ・漁業構造改革総合対策事業により北海道(釧路:改革型1隻)、兵庫県(柴山:改革型2隻、浜坂:改革型1隻)の改革計画が認定
2010 (平成22年)	・チリ中部沿岸で地震発生、東北太平洋沿岸で津波被害 ・尖閣諸島中国漁船衝突事故発生 ・「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき政策評価が開始される	・燃油高騰対策として「漁業経営セーフティーネット構築事業」が開始	・沖底日本海北部4県協議会設置 ・エネルギー使用合理化事業者支援事業(SIN)により北海道1隻の建造着手 ・漁業構造改革総合対策事業により千葉県(銚子:改革型1隻)、鳥取県(賀露②:改革型1隻、網代:改革型1隻)の改革計画が認定

年	社 会	水 産 界	底曳網業界
2011 (平成23年)	・東日本大震災発生 ・福島第1原発事故発生	・北太平洋における底魚類及び浮魚の持続的利用を図るための「北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約」が合意 ・「漁業収入安定対策事業(漁獲共済積立プラス等)」開始 ・「資源管理指針」制度開始	・東日本大震災により青森県から千葉県の会昌地区が被災、沖底船25隻(宮城県1隻、福島県24隻)、北船2隻(青森県、宮城県)が被害、全底連から義援金や救済物資の提供、会費・負担金の減免措置、漁場復旧対策支援事業(沖底船によるガレキの回収)を実施 ・福島第1原発事故により福島県沖が操業自粛、関係地区で水産物の放射性物質検査を開始 ・漁業構造改革総合対策事業により青森県(深浦:改革型1隻)、島根県(浜田:マイルド型2隻)、山口県(下関:改革型2隻)の改革計画が認定 ・日韓日中対策事業により外国漁船等調査監視事業が開始 ・沖合底びき網漁業における資源管理計画を策定 ・担い手代船取得支援リース事業により鳥取県1隻が事業開始 ・エネルギー使用合理化事業者支援事業(SIV)により北海道2隻の建造着手
2012 (平成24年)	・自公連立政権発足 ・復興庁発足 ・東京スカイツリー開業	・北太平洋における底魚類及び浮魚の持続的利用を図るための「北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約」が採択	・4月1日付で全底連が社団法人から一般社団法人に移行、公益目的事業(資源管理推進事業)が開始 ・指定漁業の許可等の一斉更新において、漁業調整のために必要な漁船にVMSの設置、漁船の復元性向上のための大型化、沖底の陸揚港の変更手続きが許可制から届出制に ・以西底びき網漁業における資源管理計画を策定 ・福島県沖で試験操業開始 ・担い手代船取得支援リース事業により鳥取県1隻が事業開始 ・再編整備等推進事業により島根県2隻減船 ・日韓民間漁業者団体間協議において、暫定水域の交代利用が不合意、今後政府府間協議に委ねることに ・漁業構造改革総合対策事業により北海道(稚内:改革型1隻)の改革計画が認定 ・漁業養殖業復興支援事業により岩手県(宮古:新船導入型2隻)、宮城県(近海:新船導入型1隻)、宮城県(沖底:既存船活用型10隻)の復興計画が認定 ・共同利用漁船等復旧支援対策事業により福島県で2隻建造 ・エネルギー使用合理化事業者支援事業(SIV)により北海道1隻の建造着手

年	社 会	水 産 界	底曳網業界
2013 (平成25年)	・TPP(環太平洋経済連携協定)交渉に日本が正式参加 ・2020年のオリンピックが東京開催に決定 ・和食が世界無形文化遺産に登録	・韓国が福島県等8県の水産物の輸入を全面禁止 ・燃油高止まりの中、漁業の存続を求める全国漁業代表者集会を開催 ・サンマ、今世紀初の15万トン割れ	・再編整備等推進事業により福岡県2隻減船 ・漁業構造改革総合対策事業により福井県(越前:改革型1隻)の改革計画が認定 ・漁業養殖業復興支援事業により岩手県(宮古:新船導入型2隻)の復興計画が認定 ・共同利用漁船等復旧支援対策事業により福島県で1隻建造 ・担い手代船取得支援リース事業により鳥取県1隻が事業開始
2014 (平成26年)	・消費税が5%から8%に増税 ・御嶽山噴火 ・ロシアがクリミアを併合 ・韓国旅客船セウォル号沈没、乗客約300人死亡	・密漁・密輸漁業(IUU漁業)防止協定発効 ・水産庁、「資源管理のあり方検討会」を設置し、TAC制度等の課題について検討開始 ・一部の北部まき網がマサバ太平洋系群について試験的TACのIQ方式を導入 ・中国の密漁大船団が我が国領海・EEZ内でサンゴを乱獲	・沖底・以西底びき網漁業のデータベースの編集配布を開始 ・北海道沖合の日本海の海域における沖合底びき網漁業によるスケトウダラの保存及び管理に関する協定が締結(大臣認定)
2015 (平成27年)	・TPP(環太平洋経済連携協定)大筋合意 ・IS(イスラム国)がジャーナリスト後藤健二さんを殺害と発表	・北太平洋資源保存条約発効を受け、第1回北太平洋漁業委員会(NPPFC)が開催	・役員候補者選考委員会設置(役員候補者は各ブロックから推薦) ・全底連会員・事務局長会議設置 ・暫定水域の交代利用に係る日韓官民協議会が開始 ・「底ものカレンダー」の第1号(兵庫県)を全底連HPに掲載 ・再編整備等推進事業により北海道2隻減船 ・漁業構造改革総合対策事業により北海道(小樽:経営多角型4隻、稚内:経営多角型5隻)、千葉県(銚子:改革型2隻)、愛知県(蒲郡:改革型1隻)、兵庫県(香住:改革型1隻)、鳥取県(網代:改革型1隻)の改革計画が認定 ・漁業養殖業復興支援事業により岩手県(宮古:新船導入型2隻)、宮城県(沖底:既存船活用型9隻、新船導入型1隻)の復興計画が認定 ・沖合底びき網漁業が地域に与える経済効果を試算(北海道・釧路)
2016 (平成28年)	・熊本地震発生 ・日本銀行が国内で初めてマイナス金利を導入	・秋サケ、サンマ、スルメイカ等主要鮮魚が記録的不漁	・北転船がロシア海域から操業撤退 ・北転船全船主会が解散、記念誌「北転船の軌跡」の発刊 ・「底ものカレンダー」の第2号(福井県)を全底連HPに掲載 ・太平洋西部広域漁船漁業構造改革委員会において広域浜プランを策定(水産庁認定) ・漁船乗組員確保育成プロジェクトに基づき沖底・以西底びき網漁業におけるアクションプランを策定 ・漁業構造改革総合対策事業により岩手県(宮古:改革型2隻)、長崎県(以西:マイルド型2隻)の改革計画が認定 ・水産競争力強化漁船導入緊急支援事業(漁船リース事業)により宮城近海(新船2隻)、茨城県(中古船1隻)、愛媛県(新船2隻)、福井県(新船1隻)、兵庫県(新船1隻)、鳥取県(新船2隻)が承認

年	社 会	水 産 界	底曳網業界
2017 (平成29年)	・TPPから米国離脱し、TPP11が大筋合意 ・「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行 ・築地市場の豊洲移転決定	・水産庁、「水産政策の改革の方向性」を公表 ・アニサキス報道が猛威	・指定漁業の許可等の一斉更新により指定漁業全船にVMS設置が義務化 ・沖合底びき網漁業が地域に与える経済効果を試算(岩手県・宮古・宮城県・石巻・島根県・浜田) ・水産高校等への漁業ガイダンスが開始 ・日本海の大和堆水域における北朝鮮船の違法操業が問題化 ・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業(漁船リース事業)により福井県(新船1隻)が承認
2018 (平成30年)	・豊洲市場が開場 ・集中豪雨被害発生(7月) ・TPP11協定が12月に発効 ・米朝首脳会談開催	・第197回臨時国会において改正漁業法成立 ・太平洋クロマグロがTAC管理制度に移行	・沖合底びき網漁業が地域に与える経済効果を試算(福井県・松前町) ・代船建造協議会において沖底・以西底びき網漁業長期代船建造計画を策定 ・沖底・以西底びき網漁業地域プロジェクト設置 ・再編整備等推進事業により青森県2隻減船 ・漁業構造改革総合対策事業により兵庫県(浜坂:改革型1隻)の改革計画が認定 ・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業(漁船リース事業)により北海道(新船1隻)、宮城近海(新船1隻)、石川県(古船1隻)、鳥取県(新船2隻)が承認
2019 (令和元年)	・明仁天皇が退位し、元号が平成から令和に改元 ・台風19号が首都圏直撃し、洪水等の被害発生 ・消費税が8%から10%に増税	・国際捕鯨委員会(IWC)脱退、30年ぶりに商業捕鯨再開	・漁業構造改革総合対策事業により兵庫県(但馬:資源管理・労働環境改善型3隻)の改革計画が認定 ・漁業養殖業復興支援事業により福島県(相馬:生産回復型(新船7隻、既存船16隻)の復興計画が認定) ・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業(漁船リース事業)により茨城県(新船1隻)、鳥取県(新船2隻、中古船2隻)が承認 ・初めて沖底漁業者が特定技能在留資格制度を利用(三重県)
2020 (令和2年)	・新型コロナウイルス感染世界中に拡大 ・政府、緊急事態宣言発令 ・東京オリンピック開催延期となる	・福島県沖での水揚げ全魚種で出荷制限解除 ・改正漁業法が施行 ・水産庁が「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」を提示	・新たな資源管理の推進に向け沖底・以西の論点は①TAC魚種拡大、②IQ管理の導入、③資源管理協定への移行の3点 ・海岸漂着物等地域対策推進事業により各地区において操業中に回収された海洋ゴミの持ち帰り処分を開始 ・近未来に向けた操業体制(軽労化・省人化)の再構築について検討着手 ・底びき網漁業におけるICTの活用推進について検討着手 ・漁業養殖業復興支援事業により宮城県(沖底:新船導入型3隻、既存船活用型9隻)の復興計画が認定 ・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業(漁船リース事業)により北海道(新船1隻)、宮城近海(新船2隻)、兵庫県(中古船1隻)が承認

年	社 会	水 産 界	底曳網業界
2021 (令和3年)	・政府、原発処理水の海洋放出を決定 ・熱海で大規模な土石流被害発生	・水産庁が「TAC魚種拡大に向けたスケジュール」を提示	・TAC対象種の拡大について、当該魚種を数量管理することの必然性、混獲種の適切な運用のための具体的な方策について水産庁に要望 ・IQ管理の導入について、水産庁に対して従来どおりの総量管理を求めるとともに、資源管理の後退を招くことなくIQ導入を行い得る条件について勉強会を開始 ・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（漁船リース事業）により兵庫県（新船2隻、中古船1隻）、鳥取県（新船2隻）が承認
2022 (令和4年)		・水産庁によりマダラ、カレイ類、ニギス、マダイに係る資源管理手法検討部会が開催	・太平洋北部広域漁船漁業構造改革委員会において広域浜プランを策定（水産庁認定） ・漁業構造改革総合対策事業により島根県（浜田：改革型2隻）の改革計画が認定

参考文献、引用文献等

- 1 底曳網漁業制度沿革史 中川 恣 日本機船底曳漁業協会
- 2 北海道機船連 50 年史 北海道機船漁業協同組合連合会
- 3 同 70 年史 北海道機船漁業協同組合連合会
- 4 水産庁 50 年史 「水産庁 50 年史」刊行委員会
- 5 北転船の軌跡 (一社) 全国底曳網漁業連合会
- 6 沖合底びき網漁業の現状と課題 富岡啓二 水産振興第 561 号
- 7 北転船―その誕生から撤退まで― 富岡啓二 水産振興第 595 号
- 8 全国底曳網漁業連合会 年度事業報告書

編集後記

2021 年に全国底曳網漁業連合会が法人として設立されてから 50 年を迎えることを契機に、「全底連 50 年史」を取り纏めることとしました。

全底連の歩みを体系的に整理したものが皆無の中で、身近にあった文献、過去にまとめた沖合底びき網漁業や北転船の歴史的変遷等、また全底連事務所に保管されている過去の事業報告書等をもとにまとめ上げたのが本編です。

編集を終えてみると欠落している事項や誤った記述もあると思われますが、限られた資料、限られた時間の中で整理したものなので、この点をご容赦をお願いします。

また、写真等といったビジュアルな資料も少なく、この点は次の世代を担う皆さんには意識して残して頂きたく強く希望するものです。

なお、欠落、誤り等についてご指摘いただければ、適宜修正させていただきたく考えていますのでよろしくお願いします。

最後に、本編をまとめるに当たってご協力いただいた全底連郡司理事務局長を始め、業務課長筆谷拓郎、同課主任小川翼、総務課長川上薫、同課藤元景子各氏にお礼申し上げます。

2022 年 6 月

富岡 啓二

全底連 50 年史

2022 年 6 月

発 行 一般社団法人全国底曳網漁業連合会

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-11-3

虎ノ門アサヒビル 6 階

電話 03 (3508) 0361 FAX 03 (3508) 0364

HP <http://www.zensokoren.or.jp/>